

令和6年度 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

令和5年6月28日
山形県地域公共交通活性化協議会

○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第2項第1号～第7号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本県では、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する中、平成29年3月の改正道路交通法の施行を契機に自動車運転免許の返納も増加傾向にあるなど、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者が増加することが見込まれている。

一方では、学校、病院、行政機関の再編統合、郊外型大型店舗の進出に伴う地元商店街の衰退等により、県民の生活圏が拡大しており、地域間幹線系統のバス路線は、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展等により、本県におけるバス利用者数は、この30年間で8割以上減少し、現在も減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、更に近年のコロナ禍によりバス事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。

これらのことから、一定規模の乗合バス事業をバス事業者が単独で継続運行することが困難な状況になっており、国、県による地域公共交通確保維持事業による支援が必要となっている。

今回、当該計画において認定申請する幹線バス系統は、鉄道、幹線系統以外の路線バス、市町村が維持に努めるバスやデマンド型交通との接続や、各地域の中核的な医療機関や高等学校等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。特に、鉄道のない市町村については、移動手段の確保に特段の配慮を行っている。

本協議会としては、県民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、今後とも複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に努めていく。

○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、県内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・山形県地域公共交通活性化協議会における定期的な協議・検証

○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。

・GTFS-JP等のデータの県ホームページ上での公開

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。

・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、県民や来訪者への普及啓発

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7年度末）（山形県地域公共交通計画 P.129、132 参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績103万円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

○事業の効果

- ・地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。
- ・定量的な事業目標を導入することにより、運行費用の抑制や効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を作成し添付

5. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を作成し添付。

6. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表4」を作成し添付

7. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】

別添資料「幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧」のとおり

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

8. 車両の取得に係る目的・必要性

地域間幹線系統路線を運行するバス車両については、使用開始から20年以上を経過するなど耐用年数を大幅に上回っており、老朽化に伴い修繕費も年々増加していることから、早急な買い換えが必要となっている。

しかしながら、幹線系統の路線バス事業は運行欠損を生じており、事業者単独で車両の取得を押し進めていくことは困難であり、車両減価償却費等国庫補助金の活用により、取得を進めるものである。取得にあたっては、高齢者等の移動等の円滑化に配慮するものとし、令和6年度は上記のうちノンステップバス7台を購入するものである。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

やまがた長寿安心プラン（令和3年度策定）における
令和7年度末の乗合バスのノンステップ化率 80%

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）（山形県地域公共交通計画 P.129、132 参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績103千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

(2) 事業の効果

老朽化した車両の更新として車両を取得することにより地域間幹線バスシステムの維持が図られるとともに、特にノンステップバスの導入促進によって地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」を作成し添付
なお、山形県は国庫補助金と同額を負担。

○その他申請に関する事項

11. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・ 令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
- ・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会

<令和4年度>

- ・ 令和4年7月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）（最上）
（日付は書面報告日）
- ・ 令和4年7月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）（置賜）
（日付は書面報告日）
- ・ 令和4年7月19日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（庄内）
（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和4年8月30日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（庄内）
（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和4年12月23日：地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（庄内）
（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和5年2月27日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の変更について（最上）
（日付は書面協議成立時）

<令和5年度>

- ・ 令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）（村山）
（日付は書面報告日）

12. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	山形県みらい企画創造部総合交通政策課長
関係市区町村	山形県内市町村地域公共交通担当課長（全35市町村） 宮城県総合交通対策課長 福島県生活交通課長 仙台市公共交通推進課長
交通事業者・ 交通施設管理者等	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所交通対策課長 山形県県土整備部道路保全課長 山形県県土整備部空港港湾課長 関係バス事業の代表者 東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 山形鉄道株式会社 山形空港ビル株式会社 庄内空港ビル株式会社
地方運輸局	東北運輸局山形運輸支局長
その他協議会が 必要と認める者	一般社団法人山形県バス協会会長 一般社団法人山形県ハイヤー協会会長 山形県ハイヤー・タクシー協会会長 山形県交通運輸産業労働組合協議会議長 山形県警察本部交通部交通企画課長 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県山形市松波二丁目8-1

（所 属）山形県みらい企画創造部総合交通政策課

（氏 名）主事 森野 太郎

（電 話）023-630-3417

（e-mail）ykotsu@pref.yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

6年度

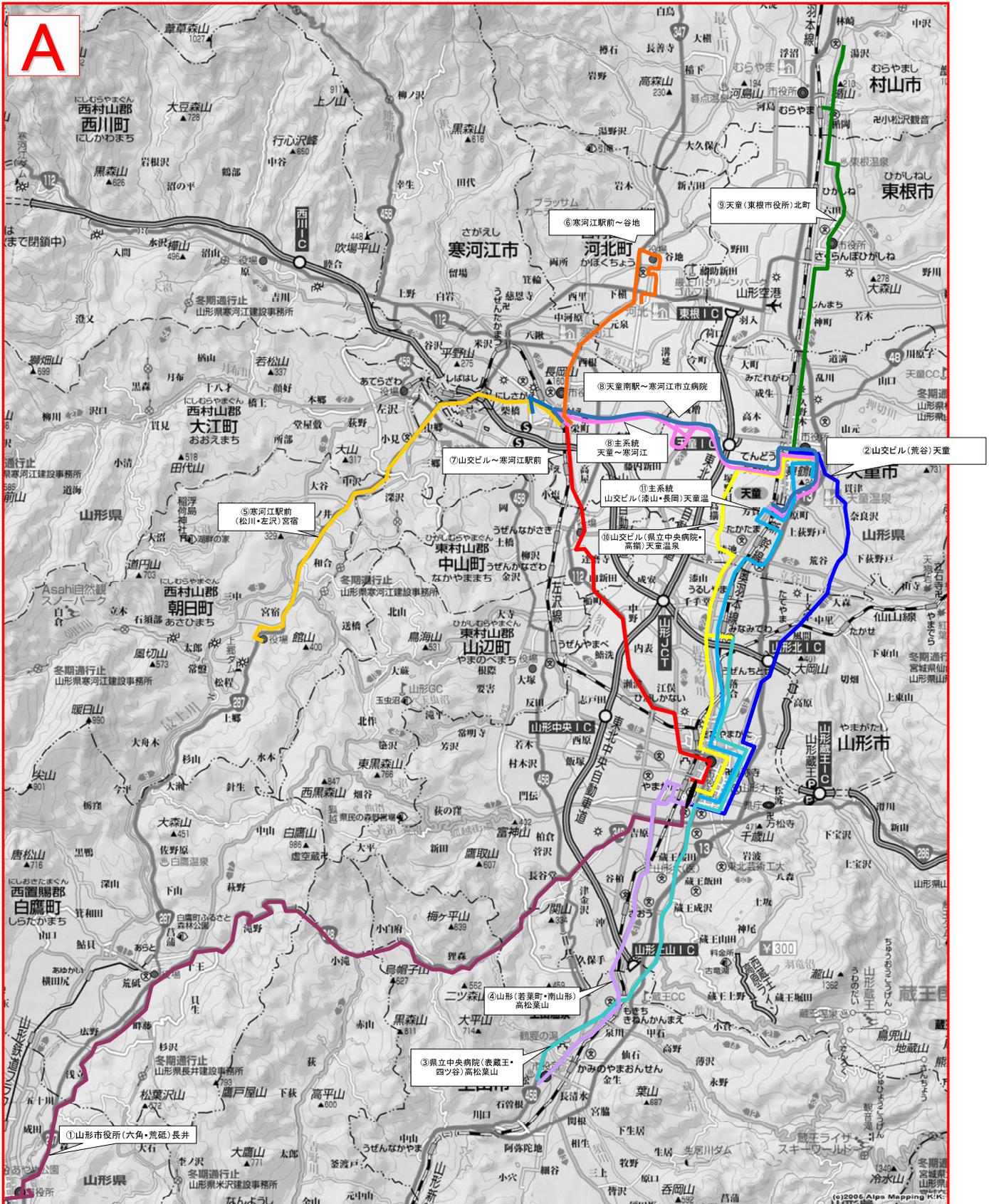
都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額 (千円)	特例措置
山形県	山交バス(株)	(1) 山形市役所(六角・荒砥)長井	12,146.5	1
		(2) 山交ビル(荒谷・石倉)天童	7,180.5	
		(3) 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	1,001.5	
		(4) 山形(若葉町・南山形)高松葉山	8,353.0	
		(5) 寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	2,433.0	
		(6) 寒河江駅前 ~ 谷地	2,764.5	
		(7) 山交ビル ~ 寒河江駅前	7,181.5	
		(8) 天童 ~ 寒河江	4,412.5	3
		(9) 天童(東根市役所)北町	960.5	
		(10) 山交ビル(県立中央病院・高櫛)天童温泉	829.5	
		(11) 山交ビル(漆山)天童温泉	7,881.0	
		(14) 新庄 ~ 仙台	42,416.0	3
		(15) 県立病院 ~ 金山	7,887.5	
		小計	105,447.0	
		山交バス(株)、宮城交通(株)	(12) 上山~仙台	8,302.0
	小計		8,302.0	
	山交バス(株)、ジェイアールバス東北(株)	(13) 米沢~仙台	42,068.0	3
		小計	42,068.0	
	山交バス(株)、庄内交通(株)	(18) 山形(月山口)鶴岡	17,210.5	
		小計	17,210.0	3
	(株)新庄輸送サービス	(16) 県立病院~肘折	3,225.0	
		小計	3,225.0	
	(有)はながさバス	(17) 銀山線	3,522.5	3
		小計	3,522.0	
	庄内交通(株)	(19) 酒田(エスモール)山形	36,260.0	
		(20) 鶴岡-三川	7,130.0	3
(21) 三川-酒田		6,971.0	3	
(22) 鶴岡-いでは文化記念館		8,319.5	3	
小計		58,680.0		
合 計			238,454.0	

※令和7年度、令和8年度については、令和5年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

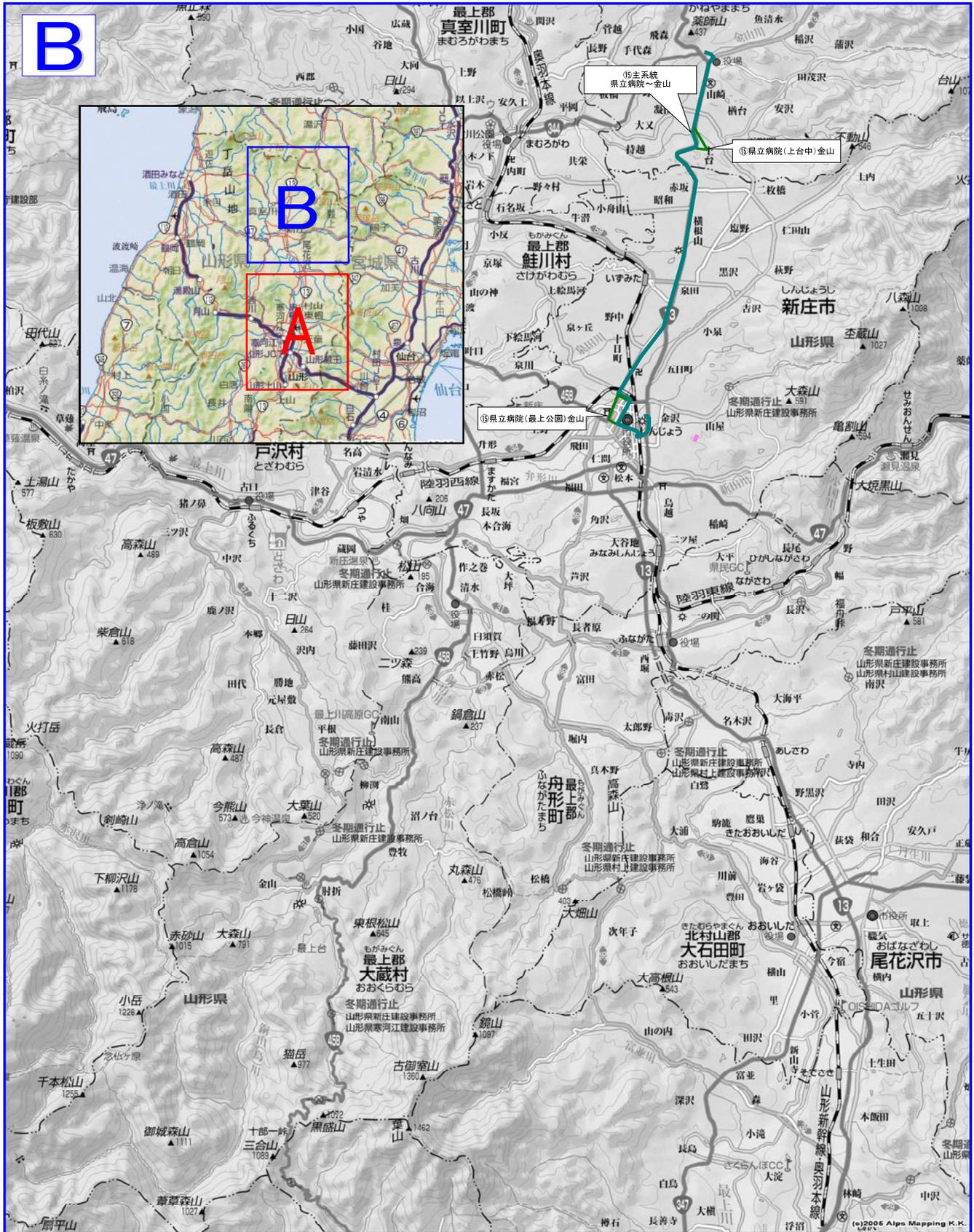
(注)

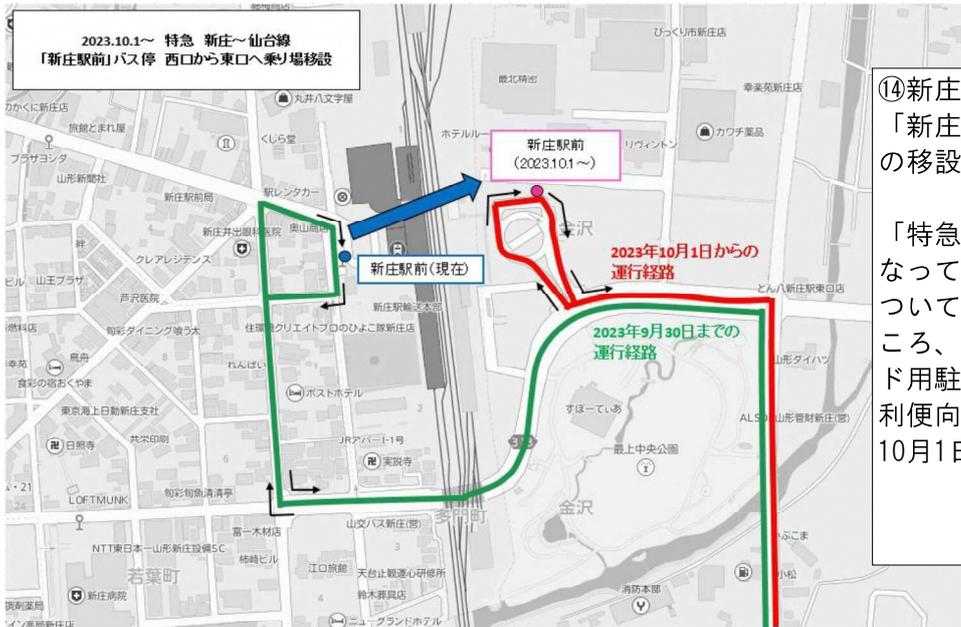
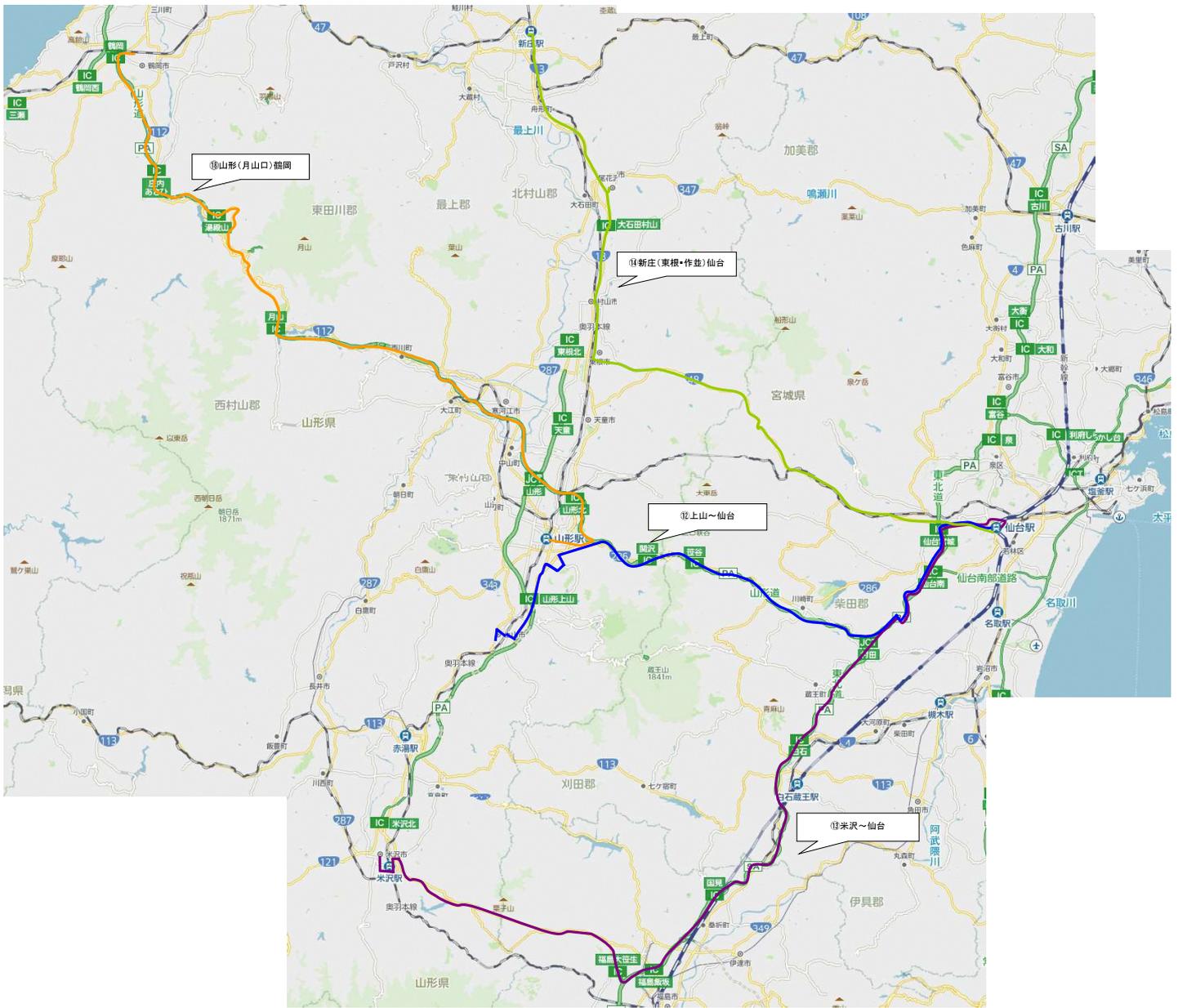
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(山交バス)



山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(山交バス)

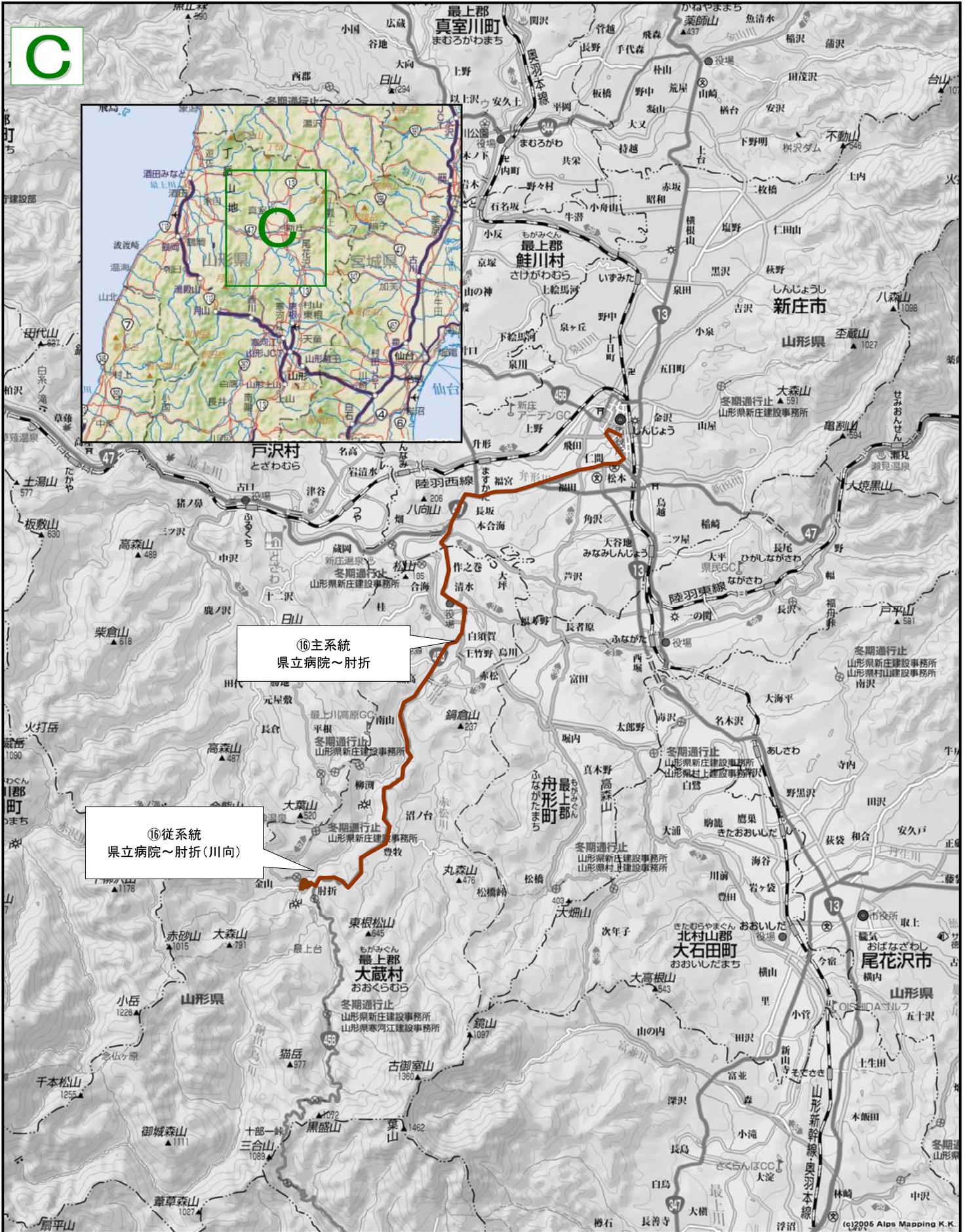




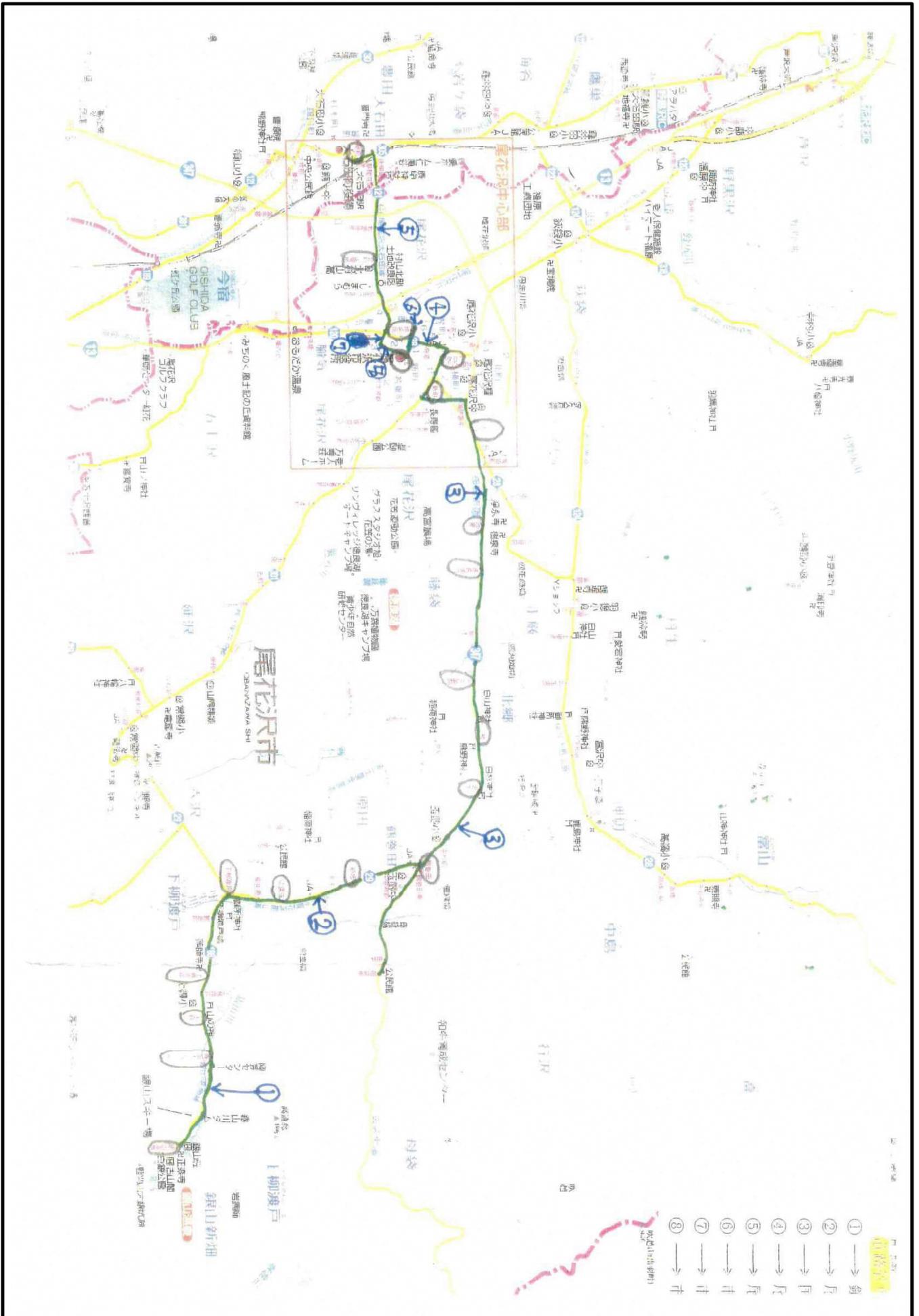
⑭新庄（東根・作並）仙台線における「新庄駅前」バス停の西口から東口への移設について

「特急 新庄～仙台線」の起終点となっているが、「新庄駅前」バス停について、現在駅西口を經由しているところ、東口に無料のパークアンドライド用駐車場があることから、利用者の利便向上と利用促進を図るべく2023年10月1日より西口から東口へ変更予定。

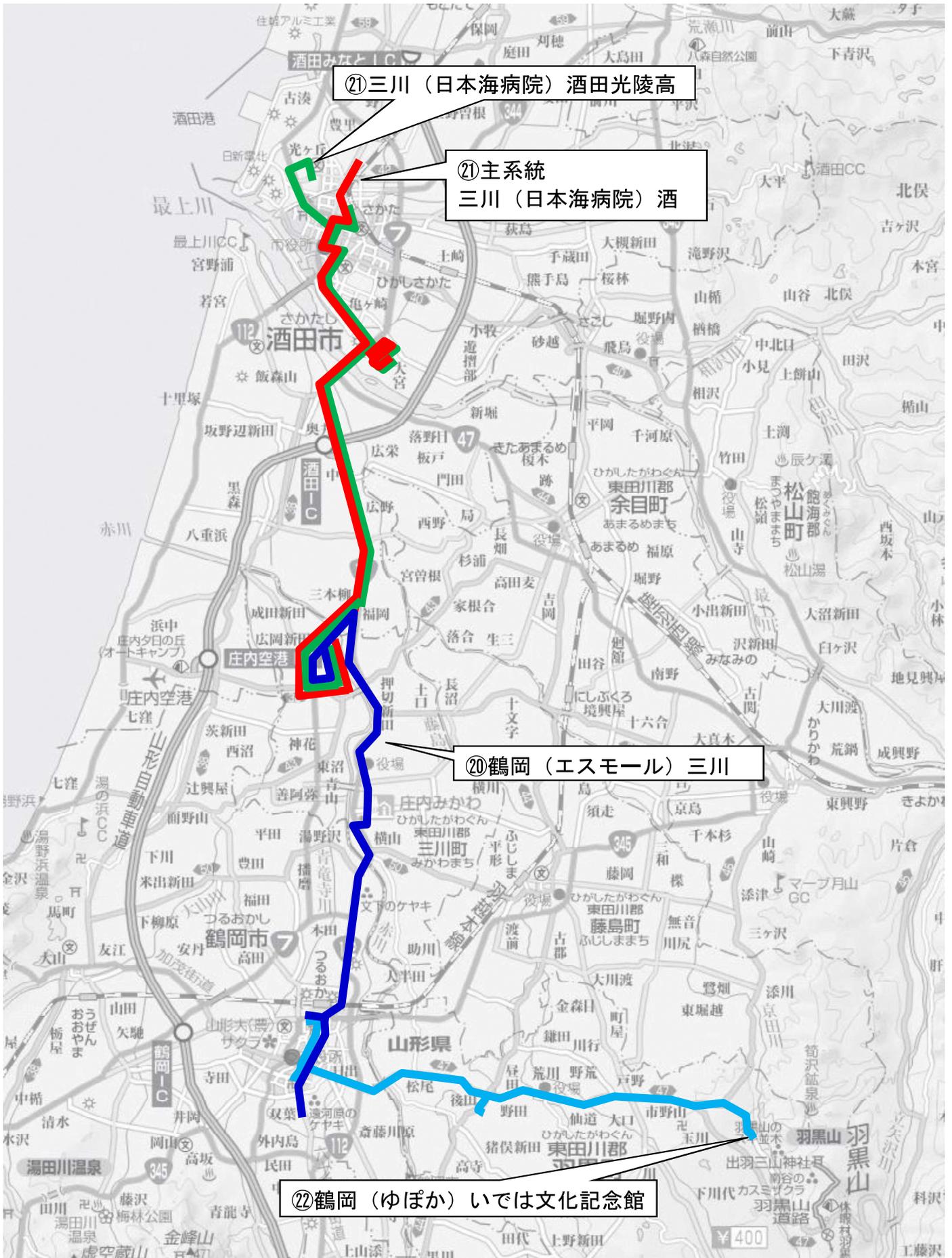
山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(新庄輸送サービス)



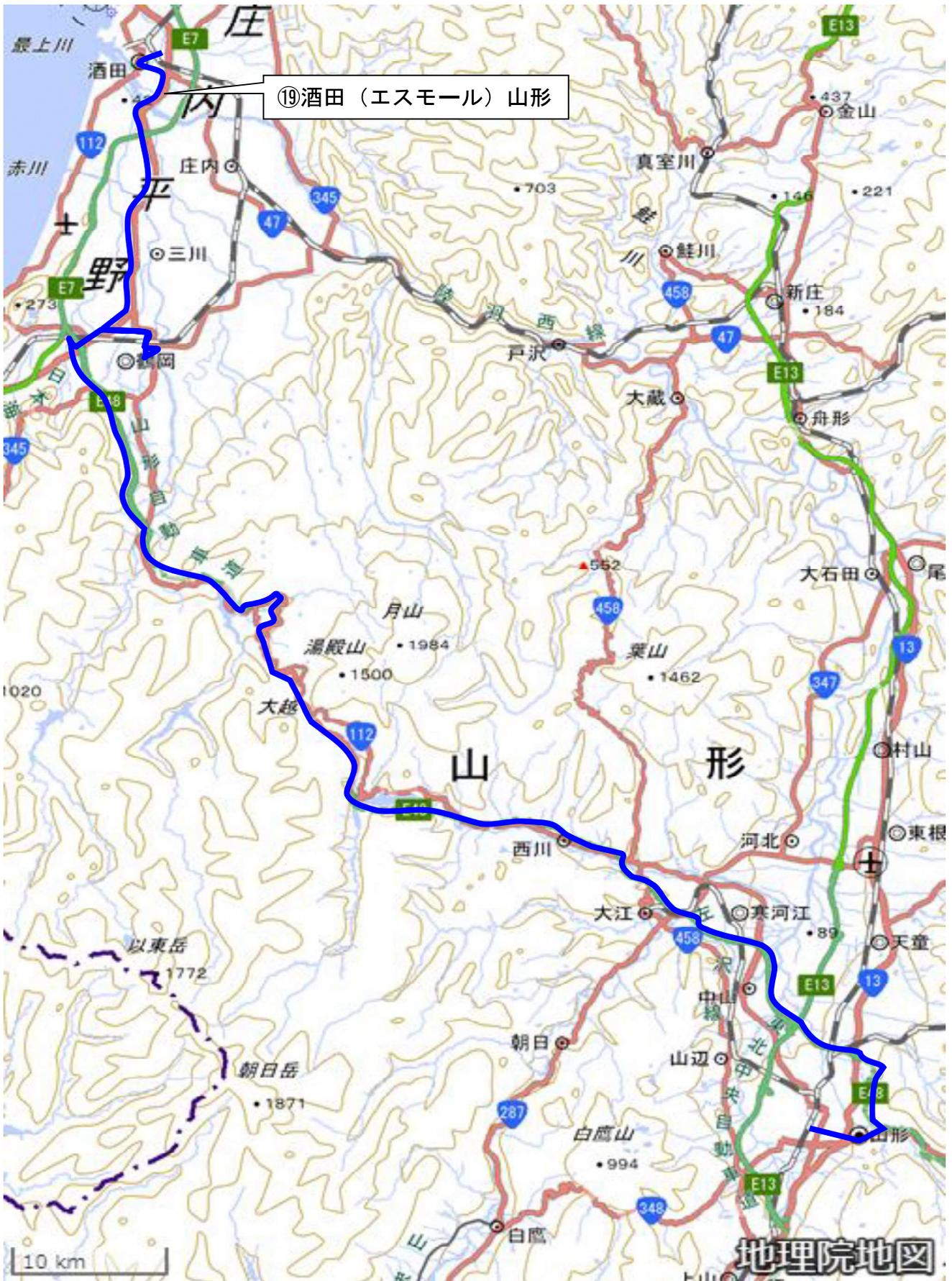
山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図(はながさバス)



山形県地域間幹線系統確保維持計画路線図（庄内交通）



地域間幹線系統確保維持計画路線図（庄内交通）



補助プロジェクト名	申請番号	特例措置	補助プロジェクト外乗入部分及び同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス))÷チエ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額。カ	(d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額。ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=ニ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=ニ					経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=ニ
							26,216,908 円	199,947.0 km	131円11銭	28,209,164 円	199,399.2 km	141円47銭					23,518,899 円	202,893.6 km	115円91銭
第1号	1		186,334.8 km	53,986,653 円	129円49銭	26,216,908 円	199,947.0 km	131円11銭	28,209,164 円	199,399.2 km	141円47銭	23,518,899 円	202,893.6 km	115円91銭	21,797,673 円	32,188,980 円	24,293,993 円	24,293,993 円	
第2号			183,625.5 km	58,890,534 円	191円66銭	38,207,835 円	192,042.5 km	198円95銭	34,756,492 円	192,080.5 km	180円94銭	37,477,017 円	192,080.5 km	195円11銭	35,193,663 円	23,696,871 円	26,500,740 円	23,696,871 円	
第3号			30,185.7 km	9,680,855 円	221円17銭	22,959,740 円	103,036.1 km	222円63銭	21,204,935 円	102,867.7 km	206円13銭	20,503,354 円	87,405.7 km	234円57銭	6,676,171 円	3,004,684 円	4,356,384 円	3,004,684 円	
第4号			213,964.2 km	68,492,174 円	214円75銭	47,134,954 円	216,638.0 km	217円57銭	44,912,712 円	216,448.0 km	207円49銭	48,182,232 円	219,818.4 km	219円19銭	45,862,911 円	22,629,263 円	30,821,478 円	22,629,263 円	
第5号			74,183.6 km	23,791,422 円	140円37銭	17,237,296 円	90,638.9 km	190円17銭	10,398,662 円	87,985.2 km	118円18銭	9,922,333 円	87,985.2 km	112円77銭	10,413,151 円	13,378,271 円	10,706,139 円	10,706,139 円	
第6号			71,833.0 km	23,037,561 円	154円12銭	16,512,913 円	98,391.2 km	167円62銭	14,074,955 円	95,584.0 km	147円25銭	13,847,827 円	94,017.3 km	147円29銭	11,700,901 円	11,966,660 円	10,366,902 円	10,366,902 円	
第7号			214,693.2 km	68,854,256 円	166円92銭	48,513,140 円	275,194.0 km	176円28銭	44,497,330 円	273,246.2 km	162円84銭	41,369,102 円	255,930.2 km	161円64銭	35,836,588 円	33,017,668 円	30,984,415 円	30,984,415 円	
第8号	3		61,151.4 km	19,611,865 円	79円82銭	3,161,710 円	60,863.4 km	51円94銭	4,905,523 円	62,152.0 km	78円92銭	6,688,798 円	61,586.9 km	108円60銭	4,881,104 円	14,730,761 円	8,825,339 円	8,825,339 円	
第9号			69,228.0 km	22,202,111 円	135円70銭	13,474,086 円	91,512.0 km	147円23銭	12,204,355 円	91,548.0 km	133円31銭	11,588,459 円	91,548.0 km	126円58銭	9,394,239 円	12,807,872 円	9,990,949 円	9,990,949 円	
第10号			34,487.7 km	11,060,550 円	141円60銭	4,169,544 円	34,487.7 km	120円89銭	4,483,099 円	34,776.3 km	128円91銭	6,086,358 円	34,776.3 km	175円01銭	4,883,458 円	6,177,092 円	4,977,247 円	4,977,247 円	
第11号			211,608.8 km	67,865,058 円	163円45銭	48,849,692 円	293,526.6 km	166円42銭	45,619,010 円	291,142.2 km	156円68銭	48,696,386 円	291,142.2 km	167円25銭	34,587,458 円	33,277,600 円	30,539,276 円	30,539,276 円	
第15号			121,608.5 km	39,001,062 円	123円90銭	12,289,547 円	116,341.7 km	105円63銭	10,416,688 円	116,534.8 km	89円38銭	20,592,865 円	116,534.8 km	176円71銭	15,067,293 円	23,933,769 円	17,550,477 円	17,550,477 円	
羽越	3		63.31%	587,820.0 km	188,519,752 円	174円76銭	121,308,248 円	672,203.2 km	180円46銭	96,009,537 円	654,446.7 km	146円70銭	128,884,794 円	643,629.4 km	197円13銭	102,727,423 円	85,792,329 円	84,833,888 円	84,833,888 円
東北	3		36.68%	587,820.0 km	188,519,752 円	174円76銭	121,308,248 円	672,203.2 km	180円46銭	96,009,537 円	654,446.7 km	146円70銭	128,884,794 円	643,629.4 km	197円13銭	102,727,423 円	85,792,329 円	84,833,888 円	84,833,888 円
合計			2,630,144.4 km	843,513,605 円		541,343,861 円	3,117,025.5 km		467,701,999 円	3,072,657.5 km		542,243,218 円	3,022,977.9 km		441,119,456 円	402,394,149 円	379,581,115 円	367,233,331 円	

補助プロジェクト名	申請番号	特例措置	ソ×マ=ツ	ソのうちの補助プロジェクト外乗入部分、同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に属するもの	ソのうちの補助プロジェクト外乗入部分、同一補助プロジェクト都道府県外乗入部分以外に属するもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×マ-ヨ=ム	損失額から国庫補助金を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
											都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		1その他の者の具体的割合
											負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号	1		24,293,993 円	円	24,293 千円	12,146.5 千円	32,188,980 円	20,042,480 円	12,146,500 円	60.6%	0 円	0%	0 円	0%	7,895,980 円	39.4%			
第2号			23,696,871 円	円	14,361,740 千円	7,180.5 千円	23,696,871 円	16,516,371 円	7,180,500 円	43.5%	0 円	0%	0 円	0%	9,335,871 円	56.5%			
第3号			3,004,684 円	円	2,003,122 千円	1,001.5 千円	3,004,684 円	2,003,184 円	1,001,500 円	50.0%	0 円	0%	0 円	0%	1,001,684 円	50.0%			
第4号			22,629,263 円	円	16,706,167 千円	8,353.0 千円	22,629,263 円	14,276,263 円	8,353,000 円	58.5%	0 円	0%	0 円	0%	5,923,263 円	41.5%			
第5号			10,706,139 円	円	4,866,426 千円	2,433.0 千円	13,378,271 円	10,945,271 円	2,433,000 円	22.2%	0 円	0%	0 円	0%	8,512,271 円	77.8%			
第6号			10,366,902 円	円	5,529,014 千円	2,764.5 千円	11,966,660 円	9,202,160 円	2,764,500 円	30.0%	0 円	0%	0 円	0%	6,437,660 円	70.0%			
第7号			30,984,415 円	円	14,363,836 千円	7,181.5 千円	33,017,668 円	25,836,168 円	7,181,500 円	27.8%	0 円	0%	0 円	0%	18,554,668 円	72.2%			
第8号	3		8,825,339 円	円	8,825 千円	4,412.5 千円	14,730,761 円	10,318,261 円	4,412,500 円	42.8%	0 円	0%	0 円	0%	5,905,761 円	57.2%			
第9号			9,990,949 円	円	1,921,336 千円	960.5 千円	12,807,872 円	11,847,372 円	960,500 円	8.1%	0 円	0%	0 円	0%	10,886,872 円	91.9%			
第10号			4,977,247 円	円	1,659,082 千円	829.5 千円	6,177,092 円	5,347,592 円	829,500 円	15.5%	0 円	0%	0 円	0%	4,518,092 円	84.5%			
第11号			30,539,276 円	円	15,762,206 千円	7,881.0 千円	33,277,600 円	25,396,600 円	7,881,000 円	31.0%	0 円	0%	0 円	0%	17,515,600 円	69.0%			
第15号			17,550,477 円	円	15,775,709 千円	7,887.5 千円	23,933,769 円	16,046,269 円	7,887,500 円	49.2%	0 円	0%	0 円	0%	8,158,769 円	50.8%			
羽越	3		53,713,424 円	円	53,713 千円	26,856.5 千円	85,792,329 円	58,935,829 円	26,856,500 円	45.6%	0 円	0%	0 円	0%	32,079,329 円	54.4%			
東北	3		31,119,615 円	円	31,119 千円	15,559.5 千円	85,792,329 円	70,232,829 円		0.0%	0 円	0%	0 円	0%	70,232,829 円	100.0%			
合計			282,398,594 円	円	210,895 千円	105,447.0 千円	402,394,149 円	296,946,649 円	89,888,000 円	30.3%	0 円	0%	0 円	0%	207,058,649 円	69.7%			

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山交バス株式会社、宮城交通株式会社	
------	-------------------	--

1. 申請事業者の概要

【山交バス株式会社】

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ^①)の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	936,690 千円	営業外収益	69,528 千円	経常収益(イ)
営業費用	1,628,933 千円	営業外費用	3,816 千円	経常費用(ロ)	1,632,749 千円
営業損益	△ 692,243 千円	営業外損益	65,712 千円	経常損益	△ 626,531 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,098,500.7 km			経常収支率	61.62 %

【宮城交通株式会社】

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ^①)の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	2,900,601 千円	営業外収益	97,655 千円	経常収益(イ)
営業費用	3,440,954 千円	営業外費用	230 千円	経常費用(ロ)	3,441,184 千円
営業損益	△ 540,353 千円	営業外損益	97,425 千円	経常損益	△ 442,928 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,574,071.6 km			経常収支率	87.13 %

【山交バス株式会社】

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	656,926 千円	営業外収益	49,112 千円	経常収益(イ)
営業費用	1,227,399 千円	営業外費用	1,539 千円	経常費用(ロ)	1,228,938 千円
営業損益	△ 570,473 千円	営業外損益	47,573 千円	経常損益	△ 522,900 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,804,498.8 km			経常収支率	57.45 %

【宮城交通株式会社】

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	2,637,531 千円	営業外収益	116,252 千円	経常収益(イ)
営業費用	3,345,034 千円	営業外費用	1,006 千円	経常費用(ロ)	3,346,040 千円
営業損益	△ 707,503 千円	営業外損益	115,246 千円	経常損益	△ 592,257 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	5,371,136.7 km			経常収支率	82.30 %

【山交バス株式会社】

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	765,003 千円	営業外収益	14,351 千円	経常収益(イ')
営業費用	1,236,082 千円	営業外費用	2,671 千円	経常費用(ロ')	1,238,753 千円
営業損益	△ 471,079 千円	営業外損益	11,680 千円	経常損益	△ 459,399 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,884,479.5 km			経常収支率	62.91 %

【宮城交通株式会社】

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	2,838,619 千円	営業外収益	123,299 千円	経常収益(イ')
営業費用	3,753,227 千円	営業外費用	354 千円	経常費用(ロ')	3,753,581 千円
営業損益	△ 914,608 千円	営業外損益	122,945 千円	経常損益	△ 791,663 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,759,342.7 km			経常収支率	78.91 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

【山交バス株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) □÷ハ'=c
羽越	318円89銭	323円02銭	320円24銭
東北	318円89銭	323円02銭	320円24銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【宮城交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) □÷ハ'=c
羽越	651円73銭	622円96銭	617円35銭
東北	651円73銭	622円96銭	617円35銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山交バス株式会社、宮城交通株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) □÷ハ'=c
羽越	485円31銭	472円99銭	468円79銭
東北	485円31銭	472円99銭	468円79銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イネハト	【山交バス株式会社】	【宮城交通株式会社】
					キロ当たり経常収益 イネハト	キロ当たり経常収益 イネハト
羽越	475円69銭	368円05銭	368円05銭	367円82銭	197円35銭	537円89銭
東北	475円69銭	355円08銭	355円08銭	367円82銭	197円35銭	537円89銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との結合部分に係るキロ程	他路線との結合比率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))/3=マ			
				起点	主な経由地	終点				チ	オ								オ÷チ=ウ	リ	ヌ
羽越	12	3	上山～仙台	高松葉山温泉		県庁・市役所前	366	日	2738 (7.4)	回	10.8	79.9	人	往 80.8Km (平均) 復 80.9Km	80.8Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	11.3Km	13.99%	22.64%
東北	12	3	上山～仙台	高松葉山温泉		県庁・市役所前	366	日	2738 (7.4)	回	10.8	79.9	人	往 80.8Km (平均) 復 80.9Km	80.8Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	51.2Km	63.37%	0.000%
合計			系統																		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))/3=マ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額カ (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-コ	補助対象経常費用の償還額 カ×9/20=レ	又又はのうちのいずれか少ないほうの額 ソ		
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間								
						経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f						
羽越	12	3	36.63%	442,660.1 km	162,921,049 円	151円91銭	61,432,777 円	429,607.3 km	142円99銭	57,391,451 円	427,811.1 km	134円15銭	78,964,861 円	442,094.0 km	178円61銭	67,244,495 円	95,676,554 円	73,314,472 円	73,314,472 円	
東北	12	3	63.37%	442,660.1 km	157,179,748 円	151円91銭	61,432,777 円	429,607.3 km	142円99銭	57,391,451 円	427,811.1 km	134円15銭	78,964,861 円	442,094.0 km	178円61銭	67,244,495 円	89,935,253 円	70,730,886 円	70,730,886 円	
			%	. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円	円
			%	. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円	円
合計				. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外に係るもの ソ×マ=ツ	ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×マ=ヅ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ム÷(運行回数×ホ)=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担(円)		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	12	3	16,604,261 円	0 円	円	16,604 千円	8,302.0 千円	143,324,487 円	135,022,487 円	8,302,000 円	0.94 %	円	%	円	%	126,720,487 円	93.85%	
東北	12	3	0 円	0 円	円	0 千円	0.0 千円	143,324,487 円	143,324,487 円	0 円	0 %	円	%	円	%	143,324,487 円	100.00%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			16,604,261 円	0 円	円	16,604 千円	8,302 千円	286,648,974 円	##### 円	8,302,000 円	2.98 %	円	%	円	%	270,044,974 円	97.02%	

※令和7年度、令和8年度については、令和6年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 山交バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社

1. 申請事業者の概要

【山交バス株式会社】

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	936,690 千円	営業外収益	69,528 千円	経常収益(イ)
営業費用	1,628,933 千円	営業外費用	3,816 千円	経常費用(ロ)	1,632,749 千円
営業損益	△ 692,243 千円	営業外損益	65,712 千円	経常損益	△ 626,531 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,098,500.7 km			経常収支率	61.62 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	504,641 千円	営業外収益	9,400 千円	経常収益(イ)
営業費用	948,994 千円	営業外費用	29 千円	経常費用(ロ)	949,023 千円
営業損益	△ 444,353 千円	営業外損益	9,371 千円	経常損益	△ 434,982 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,545,809.0 km			経常収支率	54.17 %

【山交バス株式会社】

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	656,926 千円	営業外収益	49,112 千円	経常収益(イ')
営業費用	1,227,399 千円	営業外費用	1,539 千円	経常費用(ロ')	1,228,938 千円
営業損益	△ 570,473 千円	営業外損益	47,573 千円	経常損益	△ 522,900 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,804,498.8 km			経常収支率	57.45 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	403,510 千円	営業外収益	79,455 千円	経常収益(イ')
営業費用	917,981 千円	営業外費用	290 千円	経常費用(ロ')	918,271 千円
営業損益	△ 514,471 千円	営業外損益	79,165 千円	経常損益	△ 435,306 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	2,306,713.5 km			経常収支率	52.60 %

【山交バス株式会社】

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	765,003 千円	営業外収益	14,351 千円	経常収益(イ')
営業費用	1,236,082 千円	営業外費用	2,671 千円	経常費用(ロ')	1,238,753 千円
営業損益	△ 471,079 千円	営業外損益	11,680 千円	経常損益	△ 459,399 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,884,479.5 km			経常収支率	62.91 %

【ジェイアールバス東北株式会社】

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	533,193 千円	営業外収益	8,567 千円	経常収益(イ')
営業費用	984,579 千円	営業外費用	9 千円	経常費用(ロ')	984,588 千円
営業損益	△ 451,386 千円	営業外損益	8,558 千円	経常損益	△ 442,828 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,369,887.2 km			経常収支率	55.02 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

【山交バス株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
羽越	318円89銭	323円02銭	320円24銭
東北	318円89銭	323円02銭	320円24銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【ジェイアールバス東北株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
羽越	415円45銭	398円08銭	372円77銭
東北	415円45銭	398円08銭	372円77銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

【山交バス株式会社、ジェイアールバス東北株式会社】

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
羽越	367円17銭	360円55銭	346円50銭
東北	367円17銭	360円55銭	346円50銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イネハト	【山交バス株式会社】		【ジェイアールバス東北株式会社】	
					キロ当たり経常収益 イネハト	キロ当たり経常収益 イネハト	キロ当たり経常収益 イネハト	キロ当たり経常収益 イネハト
羽越	358円07銭	368円05銭	358円07銭	199円83銭	197円35銭	201円91銭	197円35銭	
東北	358円07銭	355円08銭	355円08銭	199円83銭	197円35銭	201円91銭	197円35銭	

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との結合部分に係るキロ程	他路線との結合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ム))/チ=マ
				起点	主な経由地	終点				チ	オ							
羽越	13	3	米沢～仙台	米沢市役所	道の駅米沢	仙台駅東口	2196 (6.0)	8.2	492人	往 119.6km 復 119.8km (平均) 119.7Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 96.9Km 復 96.9Km (平均) 96.9Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	19.04%
東北	13	3	米沢～仙台	仙台駅東口	道の駅米沢	米沢市役所	2196 (6.0)	8.2	492人	往 119.6km 復 119.8km (平均) 119.7Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 22.7Km 復 22.9Km (平均) 22.8Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	80.95%
						()		人	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%	
						()		人	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%	
合計			系統						往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))/チ=マ	計画営業走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-コ=サ	補助対象経常費用の償還額 カ×9/20=レ	又又はのうちのいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	営業走行キロ マ	補助対象系統の営業走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ド	経常収益 ヤ	営業走行キロ マ	補助対象系統の営業走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ド	経常収益 ヤ	営業走行キロ マ	補助対象系統の営業走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ド					
羽越	13	3	19.05%	525,722.4 km	188,245,419 円	133円58銭	72,541,918 円	484,521.9 km	149円71銭	50,501,661 円	508,543.4 km	99円30銭	79,336,842 円	522,849.6 km	151円73銭	70,225,998 円	118,019,421 円	84,710,438 円	84,710,438 円
東北	13	3	80.95%	525,722.4 km	186,673,509 円	133円58銭	72,541,918 円	484,521.9 km	149円71銭	50,501,661 円	508,543.4 km	99円30銭	79,336,842 円	522,849.6 km	151円73銭	70,225,998 円	116,447,511 円	84,003,079 円	84,003,079 円
			%	. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円
			%	. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円
合計				. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外に係るもの ソ×マ=ワ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×マ=ワ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ム×(1/①)計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	13	3	16,134,797 円	16,135,321 円	円	16,134 千円	8,067.0 千円	118,019,421 円	106,952,421 円	8,067,000 円	7.34%	円	%	円	%	101,885,421 円	92.66%	
東北	13	3	68,002,172 円	68,002,492 円	円	68,002 千円	34,001.0 千円	118,019,421 円	84,018,421 円	0 円	0%	円	%	円	%	84,018,421 円	100.00%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			84,136,969.0 円	84,137,813.0 円	円	84,136.0 千円	42,068.0 千円	236,038,842.0 円	193,970,842.0 円	8,067,000 円	4.16%	円	%	円	%	185,903,842 円	95.84%	

※令和7年度、令和8年度については、令和6年度事業から土・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山交バス株式会社、庄内交通株式会社	
------	-------------------	--

1. 申請事業者の概要
 (山交バス株式会社)

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)
	936,690 千円	1,628,933 千円	69,528 千円	3,816 千円	1,008,218 千円
					経常費用(ロ)
		△ 692,243 千円	65,712 千円		△ 626,531 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,098,500.7 km				経常収支率
					61.62 %

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)
	169,720 千円	441,666 千円	2,945 千円	426 千円	172,665 千円
					経常費用(ロ)
		△ 271,946 千円	2,519 千円		△ 269,427 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,307,060.9 km				経常収支率
					39.05 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)
	656,926 千円	1,227,399 千円	49,112 千円	1,539 千円	706,038 千円
					経常費用(ロ)
		△ 570,473 千円	47,573 千円		△ 522,900 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	3,804,498.8 km				経常収支率
					57.45 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)
	146,513 千円	433,415 千円	3,612 千円	389 千円	150,125 千円
					経常費用(ロ)
		△ 286,902 千円	3,223 千円		△ 283,679 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,271,083.4 km				経常収支率
					34.80 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)
	765,003 千円	1,236,082 千円	14,351 千円	2,671 千円	779,354 千円
					経常費用(ロ)
		△ 471,079 千円	11,680 千円		△ 459,399 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	3,884,479.5 km				経常収支率
					62.91 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)
	176,289 千円	460,537 千円	3,381 千円	926 千円	179,670 千円
					経常費用(ロ)
		△ 284,248 千円	2,455 千円		△ 281,793 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,316,021.0 km				経常収支率
					38.93 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ [※] =a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ [※] =b	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間) □÷ハ [※] =c
羽越	318円89銭	323円02銭	320円24銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ [※] =a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ [※] =b	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間) □÷ハ [※] =c
羽越	350円65銭	341円28銭	338円23銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) □÷ハ [※] =a	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) □÷ハ [※] =b	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間) □÷ハ [※] =c
羽越	334円77銭	332円15銭	329円23銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イニハト	【山交バス株式会社】	【任内交通株式会社】
					キロ当たり経常収益 イニハト	キロ当たり経常収益 イニハト
羽越	332円05銭	368円05銭	332円05銭	164円73銭	197円35銭	132円10銭

3. 補助対象系統ごとによる費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 () ①=カコ 内	計画平均乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地域公共交通再編事 業を実施する区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との結合 部分に係るキロ程	他路線 との結合 率 ④=③ /①×②	補助ブロック 外乗入部 分、同一補 助ブロック 都道府県外 乗入部分及び 他路線との 結合部分以 外のキロ程 の比率 (④-①)× ②×③ =⑤
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ							
羽越	18	3	山形(月山口)鶴岡	山交バスターミナル	月山口	エスモールバスターミナル	366	1098 (3.0)	5.3	15.9 人	往 105.8km 復 104.6km (平均)	105.2km	往 . Km 復 . Km (平均)	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km (平均)	往 . Km 復 . Km	%	100.00%
											往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%
											往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%
											往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	%	%

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (④-(①+②))/③ = ア	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額カ (d+e+f)/3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の戻戻額 カ×9/20 = セ	又はそのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ=ジ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ=ジ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ×マ=ジ					
羽越	18	3	100.00%	230,360.4 km	76,491.170 円	146円88銭	32,171,649 円	212,308.6 km	151円53銭	29,263,107 円	229,419.0 km	127円55銭	37,085,589 円	229,520.6 km	161円57銭	33,835,335 円	42,655,835 円	34,421,026 円	34,421,026 円
			%	. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円
			%	. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円
合計				. km	円	円	円	km	円	円	km	円	円	km	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外に係るもの ソ×タ=ウ	ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×タ=ウ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ①×②×③/④=エ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ワ	ウの負担者とその負担割合										
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担(円)		「その他の者」の具体的な概要		
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
羽越	18	3	34,421,026 円	34,421,026 円	円	34,421 千円	17,210.5 千円	42,655,835 円	25,445,335 円	17,210,500 円	67.64%	円	%	円	%	円	%	8,234,835 円	32.38%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
			円	円	円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			34,421,026 円	34,421,026 円	円	34,421 千円	17,210 千円	42,655,835 円	##### 円	17,210,500 円	67.64%	円	%	円	%	円	%	8,234,835 円	32.38%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

R6年度

事業者名 株式会社 新庄輸送サービス

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	営業費用	経常費用(ロ)
前々年度(基準期間) の損益状況		8,971 千円	0 千円	8,971 千円	88,548 千円	88,548 千円
前々年度の 実車走行キロ(ハ)		250,837 km	経常収支率 10.13 %			
基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ')	営業費用	経常費用(ロ')
前々年度(基準期間) の損益状況		79,228 千円	0 千円	79,228 千円	78,878 千円	78,878 千円
前々年度の 実車走行キロ(ハ')		262,786 km	経常収支率 100.40 %			
基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業				
		営業収益	営業外収益	経常収益(イ'')	営業費用	経常費用(ロ'')
前々年度(基準期間) の損益状況		79,228 千円	0 千円	79,228 千円	75,271 千円	75,271 千円
前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		256,986 km	経常収支率 105.25 %			

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ'=c
羽越	292円 89銭	300円 16銭	353円 01銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
羽越	315円 35銭	368円 05銭	315円 35銭	35円 76銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ウ
			起点	主な経由地	終点				往 . Km (平均)	復 . Km (平均)					往 . Km (平均)	復 . Km (平均)		
羽越	16	県立病院-折原	県立病院	清水	折原	2,058 (5.6)	2.6	14.5 人	往30.9Km (平均) 復30.9Km	往 . Km (平均) 復 . Km		%	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100%			
合計		系統							往30.9Km 復30.9Km	往 . Km 復 . Km			往 . Km 復 . Km					

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ウ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額、カ (d+e+f)÷3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額、コ	補助対象経常収益から経常費用を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ								
羽越	16		100%	127,266.2km	40,133,396円	81円.21銭	10,483.028円	127,081.5km	82円.49銭	10,270,567円	127,483.2km	80円.56銭	10,275,374円	127,483.2km	80円.60銭	10,335,288円	29,798,108円	18,060,028円	18,060,028円
合計				127,266.2km	40,133,396円		10,483.028円	127,081.5km		10,270,567円	127,483.2km		10,275,374円	127,483.2km		10,335,288円	29,798,108円	18,060,028円	18,060,028円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×マ=ツ	ノのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×マ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経常費用 ナ	ウの負担者とその負担割合											
							計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
羽越	16		18,060,028円		6,450,010円	6,450千円	3,225,000円	29,798,108円	26,573,108円	#####	12.1%	23,348,108円	87.9%	円	%	円	%	
合計			18,060,028円		6,450,010円	6,450千円	3,225,000円	29,798,108円	26,573,108円	#####	12.1%	23,348,108円	87.9%	円	%	円	%	

令和7年度、令和8年度については、令和6年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 有限会社はながきバス 6年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ^①)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	14,310千円	営業外収益	4,232千円	経常収益(イ)	18,542千円
	営業費用	21,458千円	営業外費用	10千円	経常費用(ロ)	21,468千円
	営業損益	△7,148千円	営業外損益	4,222千円	経常損益	△2,926千円
補助対象期間の 前々年度 の実車走行キロ(ハ)	91,033.0 km				経常収支率	86.37%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	10,533千円	営業外収益	5,169千円	経常収益(イ)	15,702千円
	営業費用	24,603千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	24,603千円
	営業損益	△14,070千円	営業外損益	5,169千円	経常損益	△8,901千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	89,731.0 km				経常収支率	63.82%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	23,087千円	営業外収益	4,069千円	経常収益(イ)	27,156千円
	営業費用	36,669千円	営業外費用	119千円	経常費用(ロ)	36,788千円
	営業損益	△13,582千円	営業外損益	3,950千円	経常損益	△9,632千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	98,107.0 km				経常収支率	73.82%

令和7年度、令和8年度については、
令和6年度事業から土日・祝日の日数による
運行回数等の違いを除き変更がないため省略

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ ^① =a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ ^② =b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ ^③ =c
羽越	374円97銭	274円18銭	235円82銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (a+b+c)×3÷ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ①
羽越	294円99銭	368円05銭	294円99銭	203円68銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との割合部分に係るキロ程 ル	他路線との割合率 ル÷オ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率 (チー+リ+ヌ+ル)÷チ=ワ	
				起点	主な経由地	終点												
羽越	17	3	銀山線	大石田	大石田尾花沢	銀山温泉	366日	2436回(6.6)	2.8	18.4人	往18.9Km(平均) 復18.9Km	18.9Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	100.00%

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー+リ+ヌ)÷チ=ワ	計画実車走行キロ ウ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ウ以下の額:カ	計画運行回数 (d+e+f)×3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ウ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ×9÷20=レ	補助対象経費の限度額 カ×9÷20=レ	タ又はしのうちいずれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ド	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ド	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=ド				
羽越	17	3	100.00%	92,080.8 km	27,162,915 円	218円48銭	27,156,000 円	98,107.0 km	276円79銭	15,702,000 円	89,731.0 km	174円98銭	18,542,000 円	91,033.0 km	203円68銭	20,117,813 円	7,045,102 円	12,223,311 円	7,045,102 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ワ=ヅ	計画平均乗車密度が1人未満の路線 ツ×ホは、運行回数×ニ ①計画運行回数 =ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
羽越	17	3	7,045,102 円	7,045,102 円	円	7,045 千円	3,522.5 千円	7,045,102 円	3,522,602 円	3,522,500 円	99.997 %	円	%	円	%	102 円	0.003%		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

R6 年度

事業者名 庄内交通株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*) の損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
1,307,060.9 km	169,720 千円	2,945 千円	172,665 千円	442,092 千円
	441,666 千円	426 千円	442,092 千円	289,427 千円
	△ 271,946 千円	2,519 千円	△ 289,427 千円	39.06 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
1,271,083.4 km	146,513 千円	3,612 千円	150,125 千円	433,804 千円
	433,415 千円	389 千円	433,804 千円	283,679 千円
	△ 286,902 千円	3,223 千円	△ 283,679 千円	34.61 %

基準期間の前々年度 の 損益状況	乗合バス事業			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常収益(ロ)
1,316,021.0 km	176,289 千円	3,381 千円	179,670 千円	461,463 千円
	460,537 千円	926 千円	461,463 千円	281,793 千円
	△ 284,248 千円	2,455 千円	△ 281,793 千円	38.93 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ×ニ	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ×ニ	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×ニ
羽越	350円 65銭	341円 28銭	338円 23銭

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハート
羽越	343円 38銭	368円 05銭	343円 38銭	132円 10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統		計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業 を実施する区域にお けるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との競 合率 ル÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チ÷(リ+ヌ +ル))÷チ=ヲ			
			運行系統 名	主 な 経 路 地 点														
羽越	19		酒田(エ スモ)山形	酒田 駅前	366	1,300	回	6.8	34.0 人	往128.2km (平均) 復130.6km	129.4km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km		往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	0%	100%	
	20	3	鶴岡三 角	外内島 バス	366	2,410	回	2.6	20.8 人	往19.1km (平均) 復19.1km	19.1km	往19.1km (平均) 復19.1km	100%	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	0%	100%
	21	3	三川 田	イオン 三川	366	2,280	回	2.2	17.6 人	往19.4km 復19.9km	19.6km	往19.4km 復19.9km	100%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%	100%
	22	3	鶴岡ゆ ほひ文 化記念 館	バス	366	3,015	回	2.7	23.7 人	往18.0km 復17.7km	17.8km	往18.0km 復17.7km	100%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%	100%
合計		系統																

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チ÷(リ+ヌ +ル))÷チ=ヲ	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ下の額 (d×e)÷3 = ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額 ヨ	補助対象経 常費用から 経常収益を 控除した額 カ×ヨ=タ	補助対象経 常費用の 限度額 カ×9÷20 = レ	タ又はレのうち 小さいほうの 額 ソ		
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間								
						経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象 系統の 実車走行 キロ当 たり経 常収益 ヤ÷マ = ド	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象 系統の 実車走行 キロ当 たり経 常収益 ヤ÷マ = ド	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象 系統の 実車走行 キロ当 たり経 常収益 ヤ÷マ = ド						
羽越	19		%	469,321.8km	161,155,719円	161.24円	71,774.187円	393,239.0km	182.52円	59,037.156円	470,046.5km	125.59円	82,369.638円	469,041.7km	175.61円	75,673.447円	85,482.272円	72,520.073円	72,520.073円	
	20	3	%	92,291.2km	31,690,952円	128.22円							11,853.512円	92,444.0km	128.22円	11,833.577円	19,857.375円	14,260.928円	14,260.928円	
	21	3	%	90,227.8km	30,982,421円	121.02円								10,912.245円	90,163.3km	121.02円	10,919.368円	20,063.053円	13,942.089円	13,942.089円
	22	3	%	107,683.8km	36,976,463円	166.26円								19,367.551円	116,487.3km	166.26円	17,903.508円	19,072.955円	16,639.408円	16,639.408円
合計				759,524.6km	260,805,555円		71,774.187円	393,239.0km		59,037.156円	470,046.5km		124,502.846円	768,136.3km		116,329.900円	144,475.655円	117,362.498円	117,362.498円	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及び他 路線との競合部分以 外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に 係るもの ソ×ヲ=ツ	計画平均 乗車密度 が%未満 の路線 ツ×みなし運行回 数÷①計画運行回 数=ホ	補助対象経 費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的な 概要		
羽越	19					72,520 千円	36,260.0 千円	85,482.272円	49,222.272円	36,260,000円	73.6%	円	%	円	%	12,962.272円	26.3%			
	20	3				14,260 千円	7,130.0 千円	19,857.375円	12,727.375円	7,130,000円	56.0%	円	%	円	%	5,597.375円	44.0%			
	21	3				13,942 千円	6,971.0 千円	20,063.053円	13,092.053円	6,971,000円	53.2%	円	%	円	%	6,121.053円	46.8%			
	22	3				16,639 千円	8,319.5 千円	19,072.955円	10,753.455円	8,319,500円	77.4%	円	%	円	%	2,433.955円	22.6%			
合計						117,362.498円	0円	117,361 千円	58,680 千円	144,475,655円	85,795,155円	58,680,500円	68.4%	円	%	円	%	27,114,655円	31.6%	

表2(参考) 同一の補助系統として取り扱うことを県協議会が認める系統の一覧(令和6年~令和8年度)

番号	主系統	系統名	系統 [※]		平日	土	日祝	運 行 回 数			主系統との異なる区間 [※]	
			千円	千円					千円総和	運賃総和	相違 ^{千円}	比率 ^{千円}
8 (山交)	○	天童~寒河江	17.2		5	5	0	3.5	17.2	300		
			17.2	17.2	4	4	0					
		天童南駅~寒河江市立病院	17.3		2	1	0	1.4	17.3	300	2.92	16.97%
			17.3	17.3	2	1	0					
統 合								5.0	34.5	600	17.39	
									賃率(税抜)	15.80		

番号	主系統	系統名	系統 [※]		平日	土	日祝	運 行 回 数			主系統との異なる区間 [※]	
			千円	千円					千円総和	運賃総和	相違 ^{千円}	比率 ^{千円}
15 (山交)	○	県立病院~金山	18.6		9	5	5	7.5	762.6	26,550		
			18.7	18.6	9	5	5					
		県立病院(上台中)金山	18.8		1	0	0	0.3	771.4	26,550	0.5	2.68%
			—	18.8	—	—	—					
		県立病院(最上公園)金山	18.6		1	0	0	0.9	764.2	26,550	1.4	7.52%
18.7			18.6	2	0	0						
統 合								8.9	2,298.2	79,650	34.65	
									賃率(税抜)	31.50		

番号	主系統	系統名	系統 [※]		平日	土	日祝	運 行 回 数			主系統との異なる区間 [※]	
			千円	千円					千円総和	運賃総和	相違 ^{千円}	比率 ^{千円}
16 (新庄輸 送サー ビス)	○	県立病院~肘折	30.9		7	4	4	5.3	3,488.6	85,000		
			30.9	30.9	5	4	4					
		県立病院~肘折(温泉川向)	—		—	—	—	0.3	3,104.2	75,900	1.3	4.20%
統 合								5.6	6,592.8	160,900		
									賃率(税抜)	22.16		

番号	主系統	系統名	系統 [※]		平日	土	日祝	運 行 回 数			主系統との異なる区間 [※]	
			千円	千円					千円総和	運賃総和	相違 ^{千円}	比率 ^{千円}
18 (山交分)	○	山形(月山口)鶴岡	105.8		2	2	2	2.0	1,787.0	55,520		
			104.6	105.2	2	2	2					
		山形(月山口・湯殿山)鶴岡	105.8		2	2	2	2.0	2,162.6	69,520	0	0.00%
			104.6	105.2	2	2	2					
統 合								4.0	3,949.6	125,040		
									賃率(税抜)	28.77		

番号	主系統	系統名	系統 [※]		平日	土	日祝	運 行 回 数			主系統との異なる区間 [※]	
			千円	千円					千円総和	運賃総和	相違 ^{千円}	比率 ^{千円}
18 (庄交分)	○	鶴岡(月山口)山形	104.8		1	1	1	0.5	1,787.0	55,520		
			105.8	105.3								
		鶴岡~山形	103.0					0.5	1,456.4	44,100	1.8	1.70%
			104.0	103.5	1	1	1					
統 合								1.0	3,243.4	99,620		
									賃率(税抜)	27.91		

番号	主系統	系統名	系統 [※]		平日	土	日祝	運 行 回 数			主系統との異なる区間 [※]	
			千円	千円					千円総和	運賃総和	相違 ^{千円}	比率 ^{千円}
19 (庄交)	○	酒田(エスマール)山形	128.2		4	4	4	3.5	2,788.4	78,220		
			130.6	129.4	3	3	3					
		酒田~山形	124.7		1	1	1	1.5	2,216.6	63,070	3.8	2.93%
			126.5	125.6	2	2	2					
統 合								5.0	5,005.0	141,290		
									賃率(税抜)	25.65		

番号	主系統	系統名	系統 [※]		平日	土	日祝	運 行 回 数			主系統との異なる区間 [※]	
			千円	千円					千円総和	運賃総和	相違 ^{千円}	比率 ^{千円}
20 (庄交)	○	三川(日本海病院)酒田	19.4		7	3	3	5.9	675.1	39,400		
			19.9	19.6	8	3	3					
		三川(日本海病院)酒田光陵高校	20.7		1	—	—	0.5	765.2	44,740	1.3	6.63%
			21.1	20.9	0	0	0					
	統 合								6.4	1,440.3	84,140	
									賃率(税抜)	53.10		

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

番号	系統名	理由	都道府県名 山形県	
			運行回数	
			土曜	日曜祝日
3	県立中央病院 (表蔵王・四ツ谷) 高松葉山	山形市内および上山市内への通勤や通学、県立中央病院への通院が主な利用目的の為、土日祝日の利用が見込めないことから、土日祝日は運休しております。また、山形市と上山市を結ぶ路線が複数存在していることから、効率運行を目指し運休しております。	0.0	0.0
10	山交ビル (県立中央病院・高楯) 天童温泉	山形市内および天童市内への通勤や通学、県立中央病院への通院が主な利用目的の為、土日祝日の利用が見込めないことから、土日祝日は運休しております。	0.0	0.0

(記載要領)

- ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
- ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
- ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
山形県	山形連携中枢都市圏	尾花沢市	尾花沢市には、県立北村山高等学校が設置され、広域行政圏の中心に準ずる生活基盤が整備されているため

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象 車両数	車両減価 償却に要 する額 (千円)
山形県 (令和6年度)	山交バス株式会社	18	27,615
	庄内交通株式会社	2	3,015
	計	20	27,615
山形県 (令和7年度)	山交バス株式会社	18	27,637
	庄内交通株式会社	3	4,500
	計	21	27,637
山形県 (令和8年度)	山交バス株式会社	18	27,636
	庄内交通株式会社	5	7,500
	計	23	27,636

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和6年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類			車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	山交ビル~新井~山交ビル~山交ビル~新井 山交ビル~新井~山交ビル~山交ビル~新井	地域内フィーダー系統 山形市(5)~(11)	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5 . 10	リース
羽越	2	県立中央病院(若葉王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5 . 10	リース
羽越	3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル~寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5 . 10	リース
羽越	4	山交ビル(漆山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	5 . 10	リース
羽越	5	東根市民バス	地域内フィーダー系統 東根市(1)~(8)	ノンステップバス	スロープ付き	標準	35	6.99	5 . 10	リース
羽越	6	山交ビル(漆山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	ノンステップバス	スロープ付き	標準	35	6.99	5 . 10	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費の計額から備忘価格を控除した額 ニ-1円=ホ	本と限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) シ(定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト (定額法) ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月) =カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=ク
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
	イ	ロ	ハ	ニ			0	0	0	0			0	0	0
				0			0	0	0				0	0	0
				0			0	0	0				0	0	0
計	0			0		0	0	0	0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費の計額から備忘価格を控除した額 ニ-1円=ホ	本と限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) シ(定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト (定額法) ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月) =カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=ク
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
2	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
3	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
4	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
5	15,234,900	1,445,600	0	16,680,500	16,680,499	15,000,000	3,000,000		3,000,000	3,900,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
6	15,234,900	1,445,600	0	16,680,500	16,680,499	15,000,000	3,000,000		3,000,000	3,900,600	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計	103,309,800	6,842,460	0	110,152,260	110,152,254	90,000,000	18,000,000		18,000,000	25,321,200	18,000,000		18,000,000	9,000	36,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	シと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
1	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184	64.5
2	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184	64.5
3	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184	64.5
4	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184	64.5
5	15,000,000	12	0.8420%	0.8420%	114,929	57.4
6	15,000,000	12	0.8420%	0.8420%	114,929	57.4
計	90,000,000				746	372

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+フ	計画額(千円) コ+ネ
18,746	9,372

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						
		都道府県		市区町村		その他の者		
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	1,564,500	53.1%	円	0%	円	0%	1,380,184	46.9%
2	1,564,500	53.1%	円	0%	円	0%	1,380,184	46.9%
3	1,564,500	53.1%	円	0%	円	0%	1,380,184	46.9%
4	1,564,500	53.1%	円	0%	円	0%	1,380,184	46.9%
5	1,557,400	63.4%	円	0%	円	0%	900,729	36.6%
6	1,557,400	63.4%	円	0%	円	0%	900,729	36.6%
合計	9,372,800	60.4%	円	0%	円	0%	4,140,552	30.6%

2年目以降(令和6年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	前年度
羽越	2-1	山交ビル~寒河江駅前	7	8
羽越	2-2	山交ビル~寒河江駅前	7	8
羽越	2-3	山交ビル(漆山・長岡)天童温泉	11	11
羽越	3-1	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	3-2	山交ビル~寒河江 寒河江~谷地	6・7	6・7
羽越	3-3	山交ビル~寒河江 寒河江~谷地	6・7	6・7
羽越	4-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル~寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	4-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	4-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	5-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル~寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	5-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	5-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額→イ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額→ロ	普通償却限度額(円) (定率法) $イ \times (0.5or0.4) = ム$ (定額法) $イ \times 0.2 =$	特別償却額(円) ケ	償却限度額(円) $ム + ケ = ノ$	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $ケ \times ヤ \div 12$ (月) →ア (最終年度) ケ→ア	計画額(千円) $ア \times 1/2 = カ$	* 残存価格(円) ア-マ=フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額→イ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額→ロ	普通償却限度額(円) (定率法) $イ \times (0.5or0.4) = ム$ (定額法) $イ \times 0.2 =$	特別償却額(円) ケ	償却限度額(円) $ム + ケ = ノ$	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $ケ \times ヤ \div 12$ (月) →ア (最終年度) ケ→ア	計画額(千円) $ア \times 1/2 = カ$	* 残存価格(円) ア-マ=フ
2-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
2-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
2-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,972,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
3-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
4-1	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
4-2	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
4-3	15,000,000	9,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,750,000
5-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
5-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
5-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	180,000,000	92,250,000	36,000,000		36,000,000	47,585,880			36,000千円	18,000	56,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内→コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア × 1/2 = カ
			(自)	(至)				
2-1	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
2-2	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
2-3	15,000,000	12	49	60	0.4218%	0.4218%	6,840 円	3.4
3-1	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
3-2	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
3-3	15,000,000	12	37	48	0.3762%	0.3762%	17,505 円	8.7
4-1	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
4-2	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
4-3	15,000,000	12	22	33	0.4948%	0.4948%	41,656 円	20.8
5-1	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
5-2	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
5-3	15,000,000	12	13	24	0.9005%	0.9005%	96,282 円	48.1
計	180,000,000						486 千円	243

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+サ
36,486	18,243

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック名	申請 番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
羽越	2-1	1,503,400 円	60.7%	円	%	円	%	972,040 円	39.3%		
	2-2	1,503,400 円	60.7%	円	%	円	%	972,040 円	39.3%		
	2-3	1,503,400 円	60.7%	円	%	円	%	972,040 円	39.3%		
	3-1	1,508,700 円	61.3%	円	%	円	%	951,705 円	38.7%		
	3-2	1,508,700 円	61.3%	円	%	円	%	951,705 円	38.7%		
	3-3	1,508,700 円	61.3%	円	%	円	%	951,705 円	38.7%		
	4-1	1,520,800 円	62.6%	円	%	円	%	908,816 円	37.4%		
	4-2	1,520,800 円	62.6%	円	%	円	%	908,816 円	37.4%		
	4-3	1,520,800 円	62.6%	円	%	円	%	908,816 円	37.4%		
	5-1	1,548,100 円	60.1%	円	%	円	%	1,029,682 円	39.9%		
	5-2	1,548,100 円	60.1%	円	%	円	%	1,029,682 円	39.9%		
	5-3	1,548,100 円	60.1%	円	%	円	%	1,029,682 円	39.9%		
	合計		18,243,000 円	61.2%	円	%	円	%	11,598,729 円	38.8%	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請書名	車両の種類			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	山交ビル～新栄～山交ビル～山交ビル～新栄 山交ビル～新栄～山交ビル～山交ビル～新栄	地域内フィーダー系統 山形市(5)～(11)	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6 . 10	リース
羽越	2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6 . 10	リース
羽越	3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6 . 10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費 計額から備忘価格 を控除した額 ニ-1円=ホ	本と限度額のうち 少ない方の額 (円) ハ	普通償却限度 額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト 〔定額法〕、ニ×0.2=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ	事業者償却額 (円) ル	スとのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ+1.2(月) =カ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価格 (円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費 計額から備忘価格 を控除した額 ニ-1円=ホ	本と限度額のうち 少ない方の額 (円) ハ	普通償却限度 額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト 〔定額法〕、ニ×0.2=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ	事業者償却額 (円) ル	スとのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ+1.2(月) =カ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価格 (円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計	54,630,000			57,593,445	57,593,442	45,000,000	9,000,000		9,000,000	13,140,000	9,000,000		9,000 千円	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ヘの額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率 (%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
1	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184 円	64.5
2	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184 円	64.5
3	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184 円	64.5
計	45,000,000				387 千円	193

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
9,387	4,693

【負担者とその負担割合】

補助 プロ ック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,364,500 円	53.1%	円	%	円	%	1,360,184 円	46.9%	
	2	1,364,500 円	53.1%	円	%	円	%	1,360,184 円	46.9%	
	3	1,364,500 円	53.1%	円	%	円	%	1,360,184 円	46.9%	
合計		4,093,500 円	53.1%	円	%	円	%	4,140,552 円	46.9%	

2年目以降 令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	初年度
羽越	3-1	県病(養蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	3-2	山交ビル~寒河江 寒河江~谷地	6・7	6・7
羽越	3-3	山交ビル~寒河江 寒河江~谷地	6・7	6・7
羽越	4-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル~寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	4-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	4-3	県病(養蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	5-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル~寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	5-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	5-3	県病(養蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	6-1	山交ビル(長岡)山交ビル(長岡)山交ビル(長岡) 山交ビル(長岡)山交ビル(長岡)山交ビル(長岡) 山交ビル(長岡)山交ビル(長岡)山交ビル(長岡)	地域内フィーダー系統 山形市(5)~(11)	
羽越	6-2	県立中央病院(養蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	6-3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル~寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	6-4	山交ビル(漆山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11
羽越	6-5	東根市民バス	地域内フィーダー系統 東根市(1)~(8)	
羽越	6-6	山交ビル(漆山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価額(円)
	初年度への額→ア	前年度(2年目のみ)の額→イ	(定率法) 3×(0.5or0.4)=ム (定額法)ア×0.2=	ケ	ム+ケ=ノ	オ	ケ	ヤ	ケ×ヤ÷12(月)→マ (最終年度)ケ→マ	マ×1/2=ケ	0
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価額(円)
	初年度への額→ア	前年度(2年目のみ)の額→イ	(定率法) 3×(0.5or0.4)=ム (定額法)ア×0.2=	ケ	ム+ケ=ノ	オ	ケ	ヤ	ケ×ヤ÷12(月)→マ (最終年度)ケ→マ	マ×1/2=ケ	0
3-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
4-1	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
4-2	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
4-3	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
5-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
5-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
5-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-5	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,900,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-6	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,900,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	225,000,000	128,250,000	45,000,000		45,000,000	60,991,080	45,000,000		45,000千円	22,500	83,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	千の額以内→コ				エ	テ	7	7×1/2=サ
3-1	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円	3.0
3-2	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円	3.0
3-3	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円	3.0
4-1	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円	13.3
4-2	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円	13.3
4-3	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円	13.3
5-1	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円	34.6
5-2	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円	34.6
5-3	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円	34.6
6-1	15,000,000	12	13	24	0.9462%	0.9462%	101,217 円	50.6
6-2	15,000,000	12	13	24	0.9462%	0.9462%	101,217 円	50.6
6-3	15,000,000	12	13	24	0.9462%	0.9462%	101,217 円	50.6
6-4	15,000,000	12	13	24	0.9462%	0.9462%	101,217 円	50.6
6-5	15,000,000	12	13	24	0.8420%	0.8420%	89,992 円	44.9
6-6	15,000,000	12	13	24	0.8420%	0.8420%	89,992 円	44.9
計	225,000,000						891 千円	444

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
45,891	22,944

【負担者とその負担割合】

補助 プログラ ム名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要		
		都道府県		市区町村		その他の者			事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	3-1	1,503,000 円	61.2%	円	%	円	%	951,758 円	38.8%	
	3-2	1,503,000 円	61.2%	円	%	円	%	951,758 円	38.8%	
	3-3	1,503,000 円	61.2%	円	%	円	%	951,758 円	38.8%	
	4-1	1,513,300 円	62.5%	円	%	円	%	908,957 円	37.5%	
	4-2	1,513,300 円	62.5%	円	%	円	%	908,957 円	37.5%	
	4-3	1,513,300 円	62.5%	円	%	円	%	908,957 円	37.5%	
	5-1	1,534,600 円	59.8%	円	%	円	%	1,029,796 円	40.2%	
	5-2	1,534,600 円	59.8%	円	%	円	%	1,029,796 円	40.2%	
	5-3	1,534,600 円	59.8%	円	%	円	%	1,029,796 円	40.2%	
	6-1	1,500,600 円	52.9%	円	%	円	%	1,380,017 円	47.1%	
	6-2	1,500,600 円	52.9%	円	%	円	%	1,380,017 円	47.1%	
	6-3	1,500,600 円	52.9%	円	%	円	%	1,380,017 円	47.1%	
	6-4	1,500,600 円	52.9%	円	%	円	%	1,380,017 円	47.1%	
	6-5	1,544,900 円	63.2%	円	%	円	%	900,792 円	36.8%	
	6-6	1,544,900 円	63.2%	円	%	円	%	900,792 円	36.8%	
	合計		18,304,000 円	58.8%	円	%	円	%	12,811,684 円	41.2%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 山交バス株式会社

1. 車両取得の概要

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請書名	車両の種類			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	山交ビル～新栄～山交ビル～山交ビル～新栄 山交ビル～新栄～山交ビル～山交ビル～新栄 山交ビル～新栄～山交ビル～山交ビル～新栄	地域内フィーダー系統 山形市(S)～(11)	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7 . 10	リース
羽越	2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7 . 10	リース
羽越	3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7 . 10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費 計額から備忘価格 を控除した額 ニ-1円=ホ	本と限度額のうち 少ない方の額 (円) ハ	普通償却限度 額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト 〔定額法〕、ハ×0.2=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ	事業者償却額 (円) ル	スとのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ+1.2(月) =カ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価格 (円) ハ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費 計額から備忘価格 を控除した額 ニ-1円=ホ	本と限度額のうち 少ない方の額 (円) ハ	普通償却限度 額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト 〔定額法〕、ハ×0.2=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ	事業者償却額 (円) ル	スとのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ+1.2(月) =カ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価格 (円) ハ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	18,210,000	987,815	0	19,197,815	19,197,814	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計	54,630,000			57,593,445	57,593,442	45,000,000	9,000,000		9,000,000	13,140,000	9,000,000		9,000 千円	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助 対象額(円) ハの額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率 (%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
1	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184 円	64.5
2	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184 円	64.5
3	15,000,000	12	0.9462%	0.9462%	129,184 円	64.5
計	45,000,000				387 千円	193

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	コ+ネ
9,387	4,693

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック 番号	負担者とその負担割合								
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1	1,364,500 円	53.1%	円	%	円	%	1,360,184 円	46.9%	
2	1,364,500 円	53.1%	円	%	円	%	1,360,184 円	46.9%	
3	1,364,500 円	53.1%	円	%	円	%	1,360,184 円	46.9%	
合計	4,093,500 円	53.1%	円	%	円	%	4,140,552 円	46.9%	

2年目以降 令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	4-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	4-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	4-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若菜町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	5-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	5-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	5-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若菜町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	6-1	山交ビル(郡山)山交ビル(山寺)山交ビル(新山) 山交ビル(郡山)山交ビル(山寺)山交ビル(新山) 山交ビル(郡山)山交ビル(山寺)山交ビル(新山)	地域内フィーダー系統 山形市(5)～(11)	地域内フィーダー系統 山形市(5)～(11)
羽越	6-2	県立中央病院(表蔵王・四谷)高松葉山 山形(南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	6-3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	6-4	山交ビル(津山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11
羽越	6-5	東根市民バス	地域内フィーダー系統 東根市(1)～(8)	地域内フィーダー系統 東根市(1)～(8)
羽越	6-6	山交ビル(津山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11
羽越	7-1	山交ビル(郡山)山交ビル(山寺)山交ビル(新山) 山交ビル(郡山)山交ビル(山寺)山交ビル(新山) 山交ビル(郡山)山交ビル(山寺)山交ビル(新山)	地域内フィーダー系統 山形市(5)～(11)	地域内フィーダー系統 山形市(5)～(11)
羽越	7-2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	7-3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額→f	前年度(2年目のみ)の額→a	(定率法) 3 × (0.5or0.4) = Δ (定額法) f × 0.2 =	ケ	Δ + ケ = ノ	オ	ケ	ヤ	ケ × ヤ ÷ 12 (月) →マ (最終年度) ケ →マ	マ × 1/2 = ケ	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額→f	前年度(2年目のみ)の額→a	(定率法) 3 × (0.5or0.4) = Δ (定額法) f × 0.2 =	ケ	Δ + ケ = ノ	オ	ケ	ヤ	ケ × ヤ ÷ 12 (月) →マ (最終年度) ケ →マ	マ × 1/2 = ケ	f - マ = フ
4-1	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
4-2	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
4-3	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
5-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
5-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
5-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-4	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-5	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,900,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-6	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,900,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,380,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	225,000,000	119,250,000	45,000,000	0	45,000,000	62,276,280	45,000,000		45,000千円	22,500	74,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	fの額以内→コ				エ	テ	フ	フ × 1/2 = サ
4-1	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866	5.9
4-2	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866	5.9
4-3	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866	5.9
5-1	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269	21.1
5-2	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269	21.1
5-3	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269	21.1
6-1	15,000,000	12	25	36	0.9462%	0.9462%	72,986	36.4
6-2	15,000,000	12	25	36	0.9462%	0.9462%	72,986	36.4
6-3	15,000,000	12	25	36	0.9462%	0.9462%	72,986	36.4
6-4	15,000,000	12	25	36	0.9462%	0.9462%	72,986	36.4
6-5	15,000,000	12	25	36	0.8420%	0.8420%	64,848	32.4
6-6	15,000,000	12	25	36	0.8420%	0.8420%	64,848	32.4
7-1	15,000,000	12	13	24	0.9462%	0.9462%	101,217	50.6
7-2	15,000,000	12	13	24	0.9462%	0.9462%	101,217	50.6
7-3	15,000,000	12	13	24	0.9462%	0.9462%	101,217	50.6
計	225,000,000						887	443

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
45,887	22,943

【負担者とその負担割合】

補助 プログラ ム名	申請 番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の 具体的概要	
		都道府県		市区町村		その他の者			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
羽越	4-1	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%
	4-2	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%
	4-3	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%
	5-1	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,669 円	40.4%
	5-2	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,669 円	40.4%
	5-3	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,669 円	40.4%
	6-1	1,536,400 円	52.7%	円	%	円	%	1,380,186 円	47.3%
	6-2	1,536,400 円	52.7%	円	%	円	%	1,380,186 円	47.3%
	6-3	1,536,400 円	52.7%	円	%	円	%	1,380,186 円	47.3%
	6-4	1,536,400 円	52.7%	円	%	円	%	1,380,186 円	47.3%
	6-5	1,532,400 円	63.0%	円	%	円	%	900,648 円	37.0%
	6-6	1,532,400 円	63.0%	円	%	円	%	900,648 円	37.0%
	7-1	1,550,600 円	52.9%	円	%	円	%	1,380,017 円	47.1%
	7-2	1,550,600 円	52.9%	円	%	円	%	1,380,017 円	47.1%
	7-3	1,550,600 円	52.9%	円	%	円	%	1,380,017 円	47.1%
合計		22,943,000 円	57.0%	円	%	円	%	17,277,576 円	43.0%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	鶴岡-三川 三川-酒田	第20号 第21号	ノンステップ	スロープ付	標準	57	8.99	R5 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)※消費税を除く				大規模購入予定費の計額から備忘価格を控除した額 ニ-1円=ホ	もと限度額のうち少ない方の額 ハ	普通償却限度額 (定率法) ホ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ホ×0.2=ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スルのうち少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 チ×ワ÷12(月) =ホ	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	付属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	17,890,097	635,604	0	18,525,701	18,525,700	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	12,000,000
計													3,000	1,500	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率 (%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
1					円	
計					0	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
3,000	1,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者			
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1		円	60.0 %	円	100 %	円	0 %	円	40.0 %
計		円	60.0 %	円	100 %	円	0 %	円	40.0 %

2年目以降(令和 6 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	1	三川-酒田 鶴岡-三川	第20号 第21号	R2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) ホ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ホ×0.2=ム	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)-マ (最終年度)ク-マ	計画額(千円) マ×1/2=サ	*残存価格 (円)
1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500.0	0
計	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000	1,500	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低い方の率 (%) セ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=イ
			(自)	(至)				
1	15,000,000	12	48	59	1.65%	30,927	15.4	
計						30	15	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ア	ケ+イ
3,030	1,515

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合					
		都道府県		市区町村		その他の者	
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
1		円	60.2 %	円	0 %	円	39.8 %
計		円	60.2 %	円	0 %	円	39.8 %

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和7年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	鶴岡-三川 三川-酒田	第20号 第21号	ノンステップ スロープ付 標準	57	8.99	R7 . 10	現金
羽越	2	鶴岡-いでは文化記念館	第22号	ノンステップ スロープ付 標準	57	8.99	R7 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円) * 消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額 =イ+ロ+ハ+ニ	本と限度額のうちの少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額(円) (定率法) $\text{ハ} \times 0.5$ (定額法) $\text{ハ} \times 0.2 = \text{ト}$	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費(千円) $\text{ヲ} \times \text{ワ} \div 12$ (円) =ホ	計画額(千円) カ×1/2=コ	* 残存価格(円) ヘ-カ=タ	
	車両価格	付属品価格	改造費	合計												
1	17,890,097	635,604	0	18,525,701	18,525,700	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0	12,000,000
2	17,890,097	635,604	0	18,525,701	18,525,700	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0	12,000,000
計	35,780,194	1,271,208	0	37,051,402	37,051,400			0					6,000	千円	3,000	24,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ロ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
6,000	3,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	円	60.0 %	円	100 %	円	%	円	40.0 %	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	60.0 %	円	%	円	%	円	40.0 %	

2年目以降(令和7年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	1	鶴岡-三川 三川-酒田	第20号 第21号	R6

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額-7	普通償却限度額(円) (定率法) $\text{ト} \times (0.5 \text{ or } 0.4) = \text{ム}$ (定額法) $\text{ト} \times 0.2 = \text{ム}$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費(千円) $\text{ケ} \times \text{ヤ} \div 12$ (円) -7 (最終年度) ケ-マ	計画額(千円) マ×1/2=サ	* 残存価格(円) ラ-マ=フ	
												初年度への額-7
1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000	円	1,500.0	9,000,000
										円		
計	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000	千円	1,500	9,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ロ エ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=イ
			(自)	(至)				
1							円	0.0
							円	
計						0	千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+7	計画額(千円) ケ+サ
3,000	1,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越		円	60.0 %	円	%	円	%	円	40.0 %	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	60.0 %	円	%	円	%	円	40.0 %	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 庄内交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
羽越	1	鶴岡-三川 三川-酒田	第20号 第21号	ノンステップ	スロープ付	標準	57	8.99	R7 . 10	現金
羽越	2	鶴岡-三川 三川-酒田	第20号 第21号	ノンステップ	スロープ付	標準	57	8.99	R7 . 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)※消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額 イ+ロ+ハ+ニ =1円=ホ	本と限度額のうち少ない方の額 (円) ハ	普通償却限度額 (定率法) ホ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ホ×0.2=ト	特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ	事業者償却額 (円) ル	スドルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月) =ホ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価格 (円) ヘ-カ=タ
	車両価格	付属品価格	改造費	合計											
1	17,890,097	635,604	0	18,525,701	18,525,700	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	17,890,097	635,604	0	18,525,701	18,525,700	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計	35,780,194	1,271,208	0	37,051,402	37,051,400			0					6,000 千円	3,000	24,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率 (%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
1					円	
2					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
6,000	3,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
1	羽越	円	60.0 %	円	100 %	円	%	円	40.0 %	
計		円	60.0 %	円	%	円	%	円	40.0 %	

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	1	鶴岡-三川 三川-酒田	第20号 第21号	R6
羽越	2	鶴岡-三川 三川-酒田	第20号 第21号	R7
羽越	3	鶴岡-いでは文化記念館	第22号	R7

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度の額=フ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額=ミ	普通償却限度額 (定率法) フ×(0.5or0.4)=ム (定額法)フ×0.2=ム	特別償却額 (円) ウ	償却限度額 (円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ケ	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)→マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	* 残存価格 (円) ラ=マ=フ
1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	6,000,000
2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,000,000
3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	9,000,000
計	45,000,000	33,000,000	9,000,000	0	9,000,000	12,000,000	9,000,000		9,000 千円	4,500	24,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低い方の率 (%) セ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=サ
			(自)	(至)				
1							円	0.0
2							円	
3							円	
計						0 千円		0

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+7	計画額(千円) ケ+サ
9,000	4,500

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
1	羽越	円	60.0 %	円	%	円	%	円	40.0 %	
計		円	60.0 %	円	%	円	%	円	40.0 %	

別添資料 幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの種類	取組番号	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(1)	山形市役所 (六角・荒砥)長井	山交バス㈱	A-1	貨客混載					朝晩は山形方面への通学、通勤客で 通員のため、車面の改造が困難	増収率2%増 令和4年度実績23,518千円× 2%=470千円	・山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段である。 ・朝夕はほぼ満席であり、代替輸送手段への転換は困難である。 (山形市) 長井市、白鷹町方面から山形市に通勤、通学するための唯一の移動手段であるため必要性は高く路線の維持を希望する。 (上山市) 高齢化が進む中、本市の山間部の方にとって、重要な公共交通であるため、必要である。 (長井市) 山形市と長井市を最短で結ぶ、通院、通学のための唯一の移動手段であり、路線の維持を希望する。 (南陽市) 市内北部地域から山形市内高校への通学のための唯一の移動手段であり維持が必要。地理的条件により他の公共交通への転換が困難。 (白鷹町) 当該路線は、主に白鷹町から山形市内の高校へ通学する学生が多数利用している重要な生活路線である(一週間で延べ約100名が利用(平成28年10月時点))。 また、白鷹町から同市内へ鉄路を利用した場合、移動時間は約1時間半と、当該路線の約2倍の時間を要することからも、町民生活の利便性確保のため、当該路線の維持を希望するもの。	
			A-2	路線再編	①	・フラワー長井線の荒砥駅・長井駅及び市民バスとの接続を改善	山交バス 長井市 白鷹町 (山形鉄道)	平成29年10月より関係者調整 平成30年4月にダイヤ改正				
			A-3 A-4	混乗化 観光利用 促進	②	・長井市・白鷹町の観光資源を有効活用し、路線バス・フラワー長井線・観光地の企画乗車券を販売 ・地域連携DMOとの連携による旅行商品の造成	山交バス 長井市 白鷹町 (山形鉄道)	平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年9月より販売開始	当該路線と競合する路線がない			
				③	・長井⇄山形の往復乗車券のほかに新たに白鷹⇄山形の往復乗車券の設定を検討	山交バス 白鷹町	平成29年10月より検討開始 平成31年度中の販売開始に向け検討 令和2年4月1日から長井線往復と山形鉄道片道・道の駅ながいの食事セット券を販売予定 令和2年9月より販売開始					
			D	その他 利用促進	④	・沿線市町と連携し、体験乗車会や小学校において公共交通に関する学習を実施し、利用促進を図る ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・長井市郊外から中心街行きを利用の方に対して運賃の一部補助を実施(長井市) ・長井駅を経由する経路へ変更 ・運賃の見直しを検討	山交バス 上山市 山形市	平成29年10月より順次実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始 令和4年4月25日～7月1日 令和5年2月6日～3月31日 令和3年10月より実施予定				
(2)	山交ビル(荒谷・石倉) 天童	山交バス㈱	A-1	貨客混載					朝晩は山形方面への通学、通勤客で 通員のため、車面の改造が困難	増収率2%増 令和4年度実績35,621千円× 2%=712千円	(山形市) 山形市と天童市を結ぶ重要な路線であるとともに、經由地となっている山形市北部の楯山地区にとつては、(3)と共に重要な路線であることから路線の維持を希望する。 (天童市) 津山・千布・荒谷地域と山形市内を結ぶ交通手段として、欠かせない路線である	
			A-2	路線再編	①	・効率運行の為、利用者の少ないバス廃止や経路変更を図った。	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成29年12月より関係者調整 平成30年10月にダイヤ改正 令和2年4月にダイヤ改正 令和5年4月に経路変更				
			A-3 A-4	混乗化 観光利用 促進					当該路線と競合する路線がない。 沿線に観光資源が乏しく、効果が期待できない。			
			D	その他 利用促進	②	・朝・夕の定期券利用者が多いことから、更なる定期券利用者の増加をはかるPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知および利用促進活動(天童市千布地区で乗り方教室を実施予定)	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和5年7月				
				③	・乗車車の低い天童市内の利用促進を図るため、バス停周辺の利用促進PRを実施	山交バス 天童市	平成29年10月より実施					
	④	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付	天童市	平成29年10月より検討開始 平成30年4月より実施								
(3)	県立中央病院 (表蔵王・四ツ谷)高松葉山	山交バス㈱	A-1	貨客混載					路線再編を検討のため	増収率2%増 令和4年度実績6,012千円× 2%=120千円	(山形市) 山形市を南北に縦断し、上山市と県立中央病院を結ぶ路線であるため、路線の維持を望む。ただし、山形市と上山市を結ぶ路線が複数存在していることから、効率的な運行を目指し、路線の再編を検討する必要があると考える。 (上山市) 山形大学医学部付農病院、山形県立中央病院、山形市総合スポーツセンター等主要施設への重要な路線であり、朝夕は、小学生が利用しているため、必要である。(半郷住宅から上山市内小学校への利用もあり)	
			A-2	路線再編	①	・山形⇄上山を結ぶ系統が10系統存在するため、統廃合などにより効率運行を図る ・県立中央病院とダイヤの更なる適正化を協議する	山交バス 山形市 上山市	平成29年10月に統廃合に向けた検討を開始 平成29年10月に病院側と協議 令和5年4月より系統の統廃合を実施(8系統へ)				
			A-3 A-4	混乗化 観光利用 促進					当該路線と競合する路線がない 路線再編を検討のため			
			D	その他 利用促進	②	・スポーツセンターの利用者に対して、バス利用の促進をPR ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの種類	取組案	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(4)	山形(若葉町・南山形)高松葉山	山交バス㈱	A-1	貨客混載						増収率2%増 令和4年度実績47,003千円×2%⇒940千円	・商業施設の多い南山形を経由して上山市と山形市を結ぶ唯一の路線であり、抜本的な見直しが困難。 (山形市) 商業施設の多い南山形を経由して上山市と山形市を結ぶ唯一の路線であるため路線の維持を望む。 (上山市) 山形駅前への唯一の路線であるため路線の維持が必要	
			A-2	路線再編	①	・乗降調査を継続的に行い、便数の適正化等により乗車効率の増加を目指す ・渋滞緩和のため山形駅西口経由から山形駅西口経由へ経路変更、双葉町バス停の新設	山交バス	平成29年10月以降より順次実施 平成30年4月にダイヤ改正 令和2年4月にダイヤ改正 令和4年3月にダイヤ改正・経路変更				
			A-3	混乗化								
			A-4	観光利用促進	②	・沿線の県立温泉施設との接続の利便性をPR、路線バスを利用した日帰り入浴の商品企画を検討する	山交バス	平成29年10月より検討開始 平成30年10月より沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。	当該路線と競合する路線がない			
			D	その他利用促進	③	・利用拡大のための住民説明会や乗り方教室を実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 上山市	平成29年10月以降より順次実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
(5)	寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	山交バス㈱	A-1	貨客混載					増収率2%増 令和4年度実績9,571千円×2%⇒191千円	・西村山地区の寒河江市と朝日町を結ぶ唯一の公共交通手段であり、通学、通院等に必要な路線である。 (寒河江市) 寒河江市と朝日町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学、通院等に必要な路線であることから路線の維持を希望する。 (朝日町) ・他市町と朝日町を結ぶ唯一の公共交通手段であり、JRへの乗り継ぎの路線にもなっている。朝日町にとっては通学や通院等に必要な路線である。 (大江町) ・通学、通院に非常に重要な路線であるため、路線の維持が必要不可欠である。運転免許証返納者支援事業などの町独自の取り組みにより支援を行ってきた。		
			A-2	路線再編		・沿線の市町村で乗り方教室を実施予定 ・朝日中学校付近で経路変更を実施予定	山交バス 寒河江市 大江町 朝日町	令和5年9月～令和5年11月 令和5年10月			運送事業者からの特段の要請があれば検討 需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済	
			A-3	混乗化								
			A-4	観光利用促進	①	・朝日町ワイン城が沿線にあることから、路線バスで行けるチラシを作成しPR活動を行う(西村山地域の公共交通マップを作成)	山交バス 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	平成29年10月より順次実施 令和2年3月作成予定			当該路線と競合する路線がない	
			D	その他利用促進	②	・左沢駅や寒河江駅のJRや市民バスの乗り継ぎを重視したダイヤへ改善(西村山地域の公共交通の見える化のためマップを作成し検討)	山交バス 寒河江市 大江町 朝日町	平成29年9月実証実験、検証開始 平成30年4月にダイヤ改正 令和2年4月に左沢線への乗降を考慮したダイヤ改正を実施				
					③	・定期券利用者の2/3補助を実施	朝日町	平成29年4月より実施済み				
					④	・大江町公共交通機関利用促進協議会「学べる子どもツアー事業」の実施	大江町	平成30年12月2日開催 令和2年3月実施予定				
		⑤	・西村山地域の病院に通院する高齢者を対象とする「通院に係る交通手段実態調査」の実施	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年2月実施							
		⑥	・利便性向上のため運賃見直しを検討	山交バス	令和2年より検討開始 令和2年10月からゾーン制運賃導入							
		⑦	・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始							
(6)	寒河江駅前～谷地	山交バス㈱	A-1	貨客混載					増収率2%増 令和4年度実績12,556千円×2%⇒251千円	・寒河江山形間は通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しが困難。 ・河北町と寒河江間の分断検討にあたっては、接続の円滑化に配慮する必要がある。 (山形市) 山形寒河江間の通勤、通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 (寒河江市) 寒河江山形間は通勤、通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。また、寒河江河北間は、両市町を結ぶ唯一の公共交通機関であり、通学、通院等に必要な路線であることから路線の維持を希望する。 (河北町) 河北町には駅がないために山形方面への通勤通学には寒河江駅及び山形方面への山交バスを利用するケースが多いです。利用者の不便にならないように山交バス運行の配慮が必要である。		
			A-2	路線再編		終点をひなの湯・産直センター前から河北病院まで延伸	山交バス	令和4年1月にダイヤ改正・経路変更			運送事業者からの特段の要請があれば検討 需要調査実施結果に基づき路線分断再編及びダイヤ改正の見直しを実施済(R11Q)	
			A-3	混乗化								
			A-4	観光利用促進		西村山地域の公共交通マップを作成	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定			当該路線と競合する路線がない	
			D	その他利用促進	①	・西村山地域で運行されている交通機関(バス・JR)の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成(西村山地域の公共交通マップを作成)	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定				
	その他利用促進	②	・西村山地域の病院に通院する高齢者を対象とする「通院に係る交通手段実態調査」の実施 ・沿線の市町村で乗り方教室を実施予定	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県 山交バス	令和2年2月実施 令和5年4月～11月							
	その他利用促進	③	・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始							

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見				
			取組みの種類	取組	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠			
(7)	山交ビル ～寒河江駅前	山交バス㈱	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率2%増	令和4年度実績37,658千円× 2%→753千円	・通勤・通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直し困難 (山形市) 山形寒河江間の通勤・通学利用は多く、JR左沢線を補完する重要な路線となっているため路線の維持を望む。 (寒河江市) 通勤・通学利用が多いJR左沢線を補完する重要な路線であることから路線の維持を希望する。 (中山町) 山形市街地及び寒河江市内と中山町を結ぶバス路線としては唯一であり、必要な路線であるが、ニーズに合わせた便数や経路については検討の余地がある。		
			A-2	路線再編	①	・JR左沢線寒河江駅の接続を考慮しながら、運行の効率化のため、便数や運行時間の見直しを検討	山交バス 寒河江市	平成29年10月より検討開始 平成30年4月ダイヤ改正						
					②	・病院、ショッピング施設を通過するような経路変更を検討。実証実験を行い、新たな顧客の取り込みを検討	山交バス 中山町	平成29年10月より検討開始 平成30年4月実証実験 平成30年10月経路変更						
					③	・荒町南線の路線再編と伴に運行回数およびダイヤを検討	山交バス	令和元年10月より実施						
			A-3	混乗化									当該路線と競合する路線がない	
			A-4	観光利用促進		西村山地域の公共交通マップを作成	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定						
			D	その他利用促進	④	・西村山地域で運行されている交通機関(バス・JR)の運行路線や運行ダイヤ等を一覧できる公共交通マップの作成 (西村山地域の公共交通マップを作成)	寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 山形県	令和2年3月作成予定						
	その他利用促進	⑤	・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始									
(8)	天童～寒河江		A-1	貨客混載					通学、通勤客で満員のため、車両の改造が困難	増収効果に主に寄与するのは料金体系の見直し	・天童・寒河江間はJRがなく、重要な移動手段。 (天童市) ・通勤・通学等に欠かせない路線である。利用者の中には、停留所のある天童駅や寒河江駅、寒河江市立病院から乗り継ぎをしている人もおり、路線の維持を希望するもの。 (寒河江市) 通勤・通学に欠かせない路線である。寒河江駅などから天童市内の医療機関や商業施設等へ乗り継ぎをしている人もおり、市民生活に必要な路線であることから、路線の維持を希望するもの。			
			A-2	路線再編		・利便性向上のため路線延長(旧・ららパーク⇄寒河江駅前、新・天童南駅⇄寒河江市立病院)	山交バス 天童市 寒河江市 山交バス 天童市 寒河江市	令和3年4月より実施						
						・料金体系の見直しにより収益性改善		令和3年4月より実施						
			A-3	混乗化								当該路線と競合する路線がない		
			A-4	観光利用促進		・西村山地域の公共交通マップに掲載	寒河江市、河北町 西川町、朝日町 大江町、山形県	令和3年4月作成						
			D	その他利用促進		・運転免許証返納者への支援策として、回数券の選択可能 ・バスナビシステムの導入 ・天童市バスブックを作成・全戸配布	寒河江市 天童市 寒河江市	令和3年4月より実施 令和3年12月より実施 令和4年5月発行						
(9)	天童(東根市役所) 北町	山交バス㈱	A-1	貨客混載					・運送事業者からの特段の要請があれば検討	増収率2%増	令和4年度実績9,149千円× 2%→182千円	・通勤・通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直し困難であるが、定時制の確保の対策について検討が必要 (山形市) 通勤・通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、路線の維持を望む (村山市) ・通勤・通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線である。通学や交通弱者対策としても必要な路線として現状維持が望ましい。 (天童市) 天童市内と東根市方面を結ぶ交通手段として欠かせない路線である。 (東根市) 通勤・通学・通院利用者にとって重要な路線であるため、維持を希望する。		
			A-2	路線再編	①	・延長が長く、頻りに運行遅延が発生しており、乗降調査を継続的にを行い、乗換えを前提に山形⇄天童、天童⇄北町(村山)へ分断を検討	山交バス 山形市 東根市 村山市	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月より関係者調整 平成30年10月1日再編完了						
			A-3	混乗化									当該路線と競合する路線がない	
			A-4	観光利用促進		沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。		平成29年10月より実施						
	D	その他利用促進	②	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付 ・沿線上の村山産業高校・村山特別支援学校などとダイヤや便数の協議実施 ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・村山産業高校に通う生徒の為、冬期間村山駅～北町まで増発運行を実施。また、当区間において学校、村山市より定期券補助あり。	山交バス 天童市 村山市	平成30年4月より実施 令和元年10月実施 令和2年4月ダイヤ改正 令和4年5月14日より運用開始 令和5年1月より実施								

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの種類	取組	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標		目標数値の算出根拠	
									目標数値		目標数値の算出根拠	
(10)	山交ビル(県立中央病院・高掬)天童温泉	山交バス櫛	A-1	貨客混載					増収率2%増	令和4年度実績4,988千円×2%=99千円	・運転免許センター、県立中央病院へのアクセス手段が必要のため、別途代替の系統を検討。 (山形市) 運転免許センターへの移動手段を確保する必要があることから、乗降調査の結果などを踏まえて、路線の見直しを適切に行う必要がある。 (天童市) 便数の多い(9)、(11)で、運転免許センター、県立中央病院等の主要施設へのアクセスを確保できれば再編もやむを得ない。	
			A-2	路線再編	①	・輸送量(3便/日)が少ないことから、乗降調査を継続的にを行い、廃止を検討してきたが、運転免許センター・県立病院の特定のコースのある路線(輸送量はぎりの路線)のため、維持する方向で調整中	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年1月より関係者調整 令和2年4月ダイヤ改正	路線再編を検討のため			
			A-3	混乗化								
			A-4	観光利用促進	②	沿線の観光施設と連携し路線バス利用者限定の特典企画商品を作成。		平成29年10月より実施	当該路線と競合する路線がない			
(11)	山交ビル(漆山・長岡)天童温泉	山交バス櫛	A-1	貨客混載					増収率2%増	令和4年度実績44,486千円×2%=889千円	・通勤、通学利用が多いJR奥羽本線を補完する重要な路線であり、抜本的な見直しに困難 (山形市) バス事業者と連携し、バス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施し、生産性向上に向け取り組む。 (天童市) 天童市内の市街地を通り山形市内を結ぶ重要な路線である。	
			A-2	路線再編	①	(10)路線の廃止検討に合わせて、便数の適正化等を図る	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月検討開始 令和5年4月より系統の統合実施(漆山系統・長岡系統)				
			A-2	路線再編	②	・乗降調査を継続的にを行い、便数の適正化等により乗重効率の増加を目指す。	山交バス	平成29年10月より乗降調査 平成30年4月にダイヤ改正				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	③	・「東芳賀」バス停より徒歩15分にNDスタジアムがあるので、チラシを作成しPR活動を行う。	山交バス	平成29年10月より順次実施				
			D	その他利用促進	④	・バス事業者、市町村が連携し、天童市内・山形市内でのバス停周辺への住宅街においてバス利用促進のPRを実施 ・わかりやすい表示に向けて、方面記号・行先番号を導入し利便性向上を図る ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス 山形市 天童市	平成29年10月より実施 令和2年4月1日より運用開始決定 令和4年5月14日より運用開始				
D	その他利用促進	⑤	・運転免許証返納者への新たな支援策として、回数券購入利用券を交付	天童市	平成30年4月より実施							
(12)	上山～仙台	山交バス宮城交通	A-1	貨客混載	①	・佐川急便株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ないか現在協議中 ・運送事業者と協議し導入したい	山交バス佐川急便 宮城交通		【山交バス】 増収率2%増	【山交バス】 令和4年度実績32,319千円×2%=646千円 【宮城交通】 月当たり2,805千円増 【宮城交通】 (1,336便×2名)×単価1,050円=2,805千円 便あたり2名増を見込み、1年の運行便数×2、これに2枚組回数券の1枚あたりの金額1,050円を単価として、掛けて算出。		
			A-2	路線再編		・東北芸術工科大学とダイヤについて打ち合わせの実施	山交バス	令和4年3月ダイヤ改正	需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済R3.4.1 当該路線と競合する路線がない			
			A-3	混乗化								
			A-4	観光利用促進	②	高速バスとリナワールド入場券をセットにした企画乗車券を販売する。 ・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入)	山交バス宮城交通 山交バス	令和4年4月2日実施済 令和4年5月14日より運用開始				
			D	その他利用促進	③	沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・東北芸術工科大学内にて回数券の販売開始	山交バス	令和4年6月より実施				
D	その他利用促進	④	・交通系ICカード導入・山形大学病院近くに停留所を新設する ・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	宮城交通 山交バス	平成27年12月導入済令和3年10月1日実施済 令和4年10月より実施							

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの種類	取組案	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(13)	米沢～仙台	山交バスJRバス	A-1	貨客混載	①	佐川急便株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ないか現在協議中	山交バス佐川急便			増収率2%増	【山交バス】 令和4年度実績41,426千円× 2%＝828千円 【JRバス】 438千円/21,918千円＝2.0%	山形県側からは冬季間の降雪による奥羽本線の運休の代替手段としても利用されている。宮城県側からは山形大学工学部への通学でも利用されている。 並行する奥羽本線より価格が安価で速達性があるため、米沢～仙台間の主要な交通手段として利用されている。
			A-2	路線再編	②	需要調査実施結果に基づきダイヤ改正を実施(経路変更・時刻変更)	山交バスJRバス東北	経路変更:令和3年4月1日実施(起終点を変更) 時刻変更:令和4年4月1日実施				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	白布温泉・小野川温泉と連携し仙台圏からの利用者増に向けて宿泊パックを作成し販売する。	山交バスJRバス東北	実施時期未定	当該路線と競合する路線がない Gotoトラベルキャンペーンに合わせ発売する予定だったが、キャンペーンの再開が見込めないため。			
			D	その他利用促進	④	・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	JR東日本 山交バス JRバス東北	令和3年4月より実施				
					⑤	・道の駅米沢において、パークアンドバスライドを実施し、お客さまの利便向上を図った ・車内に無料Wifi設置	山交バス JRバス東北	令和4年5月14日より運用開始				
			⑥	・運行経路を国道13号線から東北中央自動車道経由とし、速達性、定時性の向上を図った。 ・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス JRバス東北	平成30年4月20日より実施 平成29年11月4日より実施 令和4年10月より実施						
(14)	新庄～仙台	山交バス	A-1	貨客混載	①	佐川急便株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ないか現在協議中	山交バス佐川急便			増収率2%増	令和4年度実績126,884千円× 2%＝2,537千円	最上地方からは仙台まではバスが最短であり冬季間も運休することが非常に少ない。また、舟形・尾花沢・村山・東根と多くを経由することで利便増進を図っている。また、河北町、寒河江市、天童市などのバス停と隣接する市町村からの定期券利用者も多い。
			A-2	路線再編		利用者の利便性向上を図り、新庄駅西口より東口へ乗降場所を変更	新庄市	令和5年10月より実施	需要調査実施結果に基づきダイヤ改正の見直しを実施済R3.4.1 当該路線と競合する路線がない			
			A-3	混乗化								
			A-4	観光利用促進	②	東根温泉と連携し仙台圏からの利用者増に向けて日帰りパックを作成し販売する。	山交バス					
D	その他利用促進	③	・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動 ・収益率改善の為、適正価格の検討とそれに伴う運賃見直しを実施	山交バス	令和4年5月14日より運用開始 令和4年10月より実施							
(15)	県立病院～金山	山交バス株	A-1	貨客混載						増収率2%増	令和4年度実績18,686千円× 2%＝373千円	・新庄・金山間はJRがなく、路線バスが地域の中核である新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段であり、抜本的な見直しは困難。 (新庄市) 新庄市内にある児童養護施設「双葉荘」や横根山など周辺の行政区に居住する児童が通学する際の手段であり、現在の乗客者の過半数が当該施設の児童である。児童の交通手段確保の観点から、当該路線の維持を希望する。 (平成29年度より地域公共交通網形成計画の策定に着手) (金山町) ・新庄・金山間を結ぶ公共交通機関は山交バス唯一であり、通院及び学生の移動手段として重要しています。 ・これまでは、家族、親類、近所の方のサポートにより買い物等に課題を抱える高齢者が少なかったと思われませんが、今後は、サポートしていた方々も高齢になってしまい、バス路線を維持することで移動手段を確保できる方が増えると考えられますので、路線維持は必須であると考えています。
			A-2	路線再編		・令和5年の県立病院移転に伴う経路変更(路線再編)を病院・自治体等と協議検討。 ・令和6年度の東北農林専門職大学開校に伴い大学前まで延伸運行を大学・自治体等と検討	山交バス 新庄市 金山町	令和5年10月より実施 令和6年度より実施予定				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	①	・新庄駅を拠点とした乗り換えに関して、わかりやすい案内表示や路線マップを作成	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
					②	・温泉街などの観光地を対象とした最上地域共通の乗車券を作成し、広域での販売を検討	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
			D	その他利用促進	③	・沿線の町内会へ説明会や乗り方教室を実施 新庄市内の3町内会において乗り方教室を実施 ・北辰小学校の廃校により新しく明倫学園に通う生徒を対象に金山線利用のための定期券の案内と乗り方教室を実施	山交バス 新庄市 金山町 山交バス	平成29年10月より検討開始 平成30年12月、平成31年1月実施 令和3年3月実施				
					④	・「もがみ1日乗車券」や路線限定した格安の乗車券の販売を目指す	山交バス 新庄市 金山町	平成29年10月より検討開始				
					⑤	・運賃値下げの検討 ・金山町報、新庄市報を利用した町民市民に対する周知徹底などのPR活動	山交バス 新庄市 金山町	平成31年4月より実施検討 平成31年4月1日ゾーン運賃制度開始 平成31年3月号に掲載				
					⑥	・交通系ICカード導入に向けた準備(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス	令和4年5月14日より運用開始				

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見	
			取組みの種類	取組	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠
16	県立病院～肘折 新庄輸送サービス (大蔵村)		A-1	貨客混載	①	・スーパー等と連携した買物代行サービスについて検討	新庄輸送サービス (大蔵村)	平成30年5月より実証実験実施したが商業ベースに至らず、但し地元の輸送需要あり輸送支援で継続中。		増収率3%UP 令和4年度実績7,538千円×3%=226千円	・新庄・大蔵間はJRがなく、路線バスが地域の中核である新庄市までの通院、通学のための唯一の移動手段である。 ・国道沿いに集落が点在しており、定時定路線型の運行が最も効率的であり、その中でH29年4月より地域のニーズに合わせて車両を中型バスからマイクロバスに変更して運行中。 (新庄市) 最上地域で唯一精神科が設置されている「新庄明和病院」まで行くことができる唯一の移動手段である。精神科に通院する患者は自ら自動車を運転することが難しい方もおり、当該路線がなければ新庄駅から約5キロメートルを徒歩等で通わなければならないため、当該路線の維持を希望する。 (大蔵村) 本線が廃線となると大蔵村の大半が交通空白地帯となり、また、通学・通勤・通院・買物には新庄市への乗り入れが必須となることから、この路線は必要である。また、JRなどの鉄道がないため代替輸送手段への転換もできない。
			A-2	路線再編	②	・新幹線等着着時間に合わせたダイヤ改正 ・増便(6⇒7便)	新庄輸送サービス (大蔵村)	平成29年4月より実施済み	当該路線と競合する路線がない		
			A-3	混乗化	③	・本路線に対する村営スクールバスの接続の改善を検討	新庄輸送サービス (大蔵村)	平成29年10月より検討開始 平成30年10月より接続改善			
			A-4	観光利用促進	④	・日帰り温泉パック等の商品開発	新庄輸送サービス (大蔵村)	平成30年4月より肘折温泉-新庄間往復券(割引)を作成し利用を促進。			
17	銀山線 (有)はながさバス		A-1	貨客混載					令和4年度運賃収入の20%増 令和5年4月の運賃改正による運賃増収の見込み。 当該路線と競合する路線がない	・銀山温泉の最寄り駅・大石田駅からの唯一の路線バスである。 ・銀山温泉への観光目的の移動手段として、利用目的が多い路線である。 ・地域住民や高齢者に対する生活路線となる重要な路線である。	
			A-2	路線再編							当該路線と競合する路線がない
			A-3	混乗化							当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	①	主に首都圏や海外からの観光客をターゲットとしたPR活動	はながさバス	令和5年10月頃実施予定			
			D	その他 利用促進							
18	山形～鶴岡 山交バス庄内交通		A-1	貨客混載	①	佐川急便株式会社と仙台を結ぶ全ての路線で貨客混載が出来ないか現在協議中	山交バス佐川急便 庄内交通		増収率2%増 (山交バス) 令和4年度実績24,760千円×2%=495千円 222名×1,997円=445千円 445千円/22,295千円=2.0% (庄内交通) 119名×2,071円=246千円 246千円/12,325千円=2.0%	山形庄内地方と村山地方を直通で行き来できる唯一の交通手段であり、月山や湯殿山などの観光路線としても多くのお客様に利用されている。	
			A-2	路線再編	②	新聞の輸送					当該路線と競合する路線がない
			A-3	混乗化							
			A-4	観光利用促進	③	山形鶴岡間2回券+『つるおか1日乗り放題券』の拡販及び湯の浜温泉宿泊プランの商品開発 TOHIOKUMaaSへの参画により、シームレスな移動が可能となり、利便性向上	山交バス庄内交通				
				観光利用促進	④	観光利用促進の為、湯殿山口BSの新設による観光地との乗り継ぎ強化に伴う利便性向上	山交バス庄内交通	令和3年7月より季節運行開始 (令和5年7月～9月運行予定)			
			D	その他 利用促進	⑤	・交通系ICカード導入(令和4年5月14日導入) ・沿線施設へのICカード周知及び利用促進活動	山交バス庄内交通	令和4年5月14日サービス開始			
19	酒田～山形 庄内交通		A-1	貨客混載	①				増収率2.0%増 737名×2,235円=1,647千円 1,647千円/82,369千円=2.0%	山形庄内地方と村山地方を直通で行き来できる唯一の交通手段であり、月山や湯殿山などの観光路線としても多くのお客様に利用されている。	
			A-2	路線再編	②	新聞の輸送					
			A-3	混乗化							
			A-4	観光利用促進	③	TOHIOKUMaaSへの参画により、シームレスな移動が可能となり、利便性向上	山交バス庄内交通				
				観光利用促進	④	観光利用促進の為、湯殿山口BSの新設による観光地との乗り継ぎ強化に伴う利便性向上	庄内交通	令和3年7月より季節運行開始 (令和5年7月～9月運行予定)			
D	その他 利用促進	⑤	交通系ICカード(地域連携ICカード)導入	山交バス庄内交通	令和4年5月14日サービス開始						
20	鶴岡～三川 庄内交通(株)		A-1	貨客混載					増収率1.0%増 4,720名×225円=1,062千円 1,062千円/10,625千円=1.0%	・鶴岡市・酒田市を結ぶJR羽越本線を補完する重要な路線であり、通年、日常生活・通学に利用されている。	
			A-2	路線再編	①	・利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市 酒田市 三川町	令和3年10月より既路線を分割再編、経過を継続協議し、今後の更なる再編を検討			
			A-3	混乗化							当該路線と競合する路線がない
			A-4	観光利用促進	②	・『つるおか1日乗り放題券』の拡販	庄内交通 鶴岡市	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売			
			D	その他 利用促進	③	・『学生100円バス』の利用者拡大への周知施策	庄内交通 鶴岡市	平成29年7月より検討開始、関係者協議 平成30年2月より運賃設定開始。			
				観光利用促進	④	・地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのポスティング周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和4年7月～9月、ポスティングのよる周知活動、地域ごと的小コミュニティへ訪問し乗り方教室開催 (観光)ターミナルや駅への設置			
	観光利用促進	⑤	・利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画						
	交通系ICカード(地域連携ICカード)導入			庄内交通	令和4年5月14日サービス開始						

申請番号	運行系統名	運行予定者	具体的な生産性向上の取組み					当該取組みの効果目標		その他 路線の必要性 代替輸送手段への転換ができない理由 路線の維持を希望する市町村の意見		
			取組みの種類	取組案	具体的な実施内容	実施主体	スケジュール	実施できない理由	指標 目標数値		目標数値の算出根拠	
(21)	三川～酒田	庄内交通㈱	A-1	貨客混載					朝晩(特に冬期間)は通学・通勤客で満員のため、車面の改造が困難	増収率 1.0%増	4,604名×225円＝1,036千円 1,036千円/10,366千円＝1.0%	・鶴岡市・酒田市を結ぶJR羽越本線を補完する重要な路線であり、通年、日常生活・通学に利用されている。
			A-2	路線再編	①	・利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市 酒田市 三川町	令和3年10月より既路線を分割再編、経過を継続協議し、今後の更なる再編を検討				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	・『つるおか1日乗り放題券』の拡販	庄内交通	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売				
					③	TOHIOKUMaaSへの参画により、シームレスな移動が可能となり、利便性向上	庄内交通	つるおか1日乗り放題券を設定				
			D	その他利用促進	④	・『学生100円バス』の利用者拡大への周知施策	庄内交通	平成29年7月より検討開始、関係者協議 平成30年2月より運営設定開始。				
					⑤	・地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのホスティング周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和4年7月～9月、ホスティングの周知活動、地域ごと的小コミュニティへ訪問し乗り方教室開催 (観光)ターミナルや駅への設置				
		⑥	・利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画							
		⑦	交通系ICカード(地域連携ICカード)導入	庄内交通	令和4年5月14日よりサービス開始							
(22)	鶴岡(ゆほかい)では文化記念館	庄内交通㈱	A-1	貨客混載					観光シーズンは満員のため、車面の改造が困難	増収率 1.0%増	7,095名×263円＝1,866千円 1,866千円/18,661千円＝1.0%	・鶴岡市街と旧羽黒町中心部を経由する唯一の公共交通手段であり、日常生活・通学に利用されている。 ・出羽三山の日本遺産登録等により、シーズン中の観光目的利用も多い重要な路線
			A-2	路線再編	①	・利用実態及び地域需要に見合った路線形態の検討	庄内交通 鶴岡市	令和3年10月より既路線を分割再編、経過を継続協議				
			A-3	混乗化					当該路線と競合する路線がない			
			A-4	観光利用促進	②	・『つるおか1日乗り放題券』の拡販	庄内交通	平成29年9月より販売開始 IC化に伴いICのみでの販売				
					③	TOHIOKUMaaSへの参画により、シームレスな移動が可能となり、利便性向上	庄内交通	つるおか1日乗り放題券を設定				
			D	その他利用促進	④	・『学生100円バス』の利用者拡大	庄内交通	平成29年7月より検討開始、関係者協議 平成30年2月より運営設定開始。				
					⑤	・地域(高齢者)の利用促進の為、路線別時刻表の作成および居住者が多い路線地域をターゲットとし停留所300m区域へのホスティング周知を計画 ・観光利用者の利用促進の為、路線別時刻表の作成及び配布	庄内交通	(地域)令和4年7月～9月、ホスティングの周知活動、地域ごと的小コミュニティへ訪問し乗り方教室開催 (観光)ターミナルや駅への設置				
		⑥	・利便性向上のためバスロケーションシステム導入	庄内交通	令和1年12月23日よりサービス開始 動画配信およびイベント開催による周知を計画							
		⑦	交通系ICカード(地域連携ICカード)導入	庄内交通	令和4年5月14日よりサービス開始							